

⑦-1 中神地区 復興まちづくり計画

対象地域 中神町字城本、段、馬場

中神地区は、流域治水プロジェクトに基づく遊水地整備計画を前提に、住まいの再建やコミュニティ活動の活性化、農地の復旧や遊水地整備に伴う農地の移転・交換、避難路・避難所の見直し等の取組を進めます。なお、遊水地については、国の検討状況を確認し、引き続き協議・調整していきます。

（1）地区の復興まちづくりに向けた主な課題

取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

□住まいの再建における安全性の向上

- 暮らしを安定させるための住まいの再建や、まちづくりと連携した住まいの安全性を高める方策の検討が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・現地再建を考えているが、治水対策、遊水地がはっきりしないと決めきれない。
- ・嵩上げなどの対策が必要。
- ・家を再建するため、周辺の洪水対策状況（道路や堤防等の計画）を教えてほしい。
- ・嵩上げ、道路拡張は実現できるのか。嵩上げを実行するには遅いのではないか。

□住民の負担軽減に向けた取組

- 住まいの再建や住まいの安全性を高める方策にあたり、住民の負担軽減に向けた取組の検討が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・嵩上げに関する費用は住民負担と聞いている。宅地の安全性を高めることは重要だが、個人の負担が増えるのは現実的ではない。
- ・住宅再建するに当たり、資金面の支援が欲しい。
- ・現在は相良町の市有地で災害公営住宅の建設が発表されているが、地域のコミュニティを維持する意味でもせめて中原校区内にも災害公営住宅を建設して欲しい。

コミュニティの再生

□コミュニティ衰退からの脱却

○現地再建する世帯と移転する世帯がいる中で、交流の場としての温泉の再建も図りながら、コミュニティの維持・再生を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・温泉が再建できるか。温泉は地域の交流の場なので残したい。
- ・移転する世帯も移転先のコミュニティに不安がある。
- ・被災前のようなコミュニケーションがとれていない世帯がある。
- ・仮設住宅に入っている方は、地元の会合に参加することが難しい状況にある。会合自体もコロナ禍の影響で、回数が減り参加者も減少している。

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

□農地の復旧と農業の継続

○水害により被災した農地の復旧を進めるとともに、遊水地整備に伴い農地の移転・交換を行う必要がある中で、土地所有者や営農者の意向を踏まえながら、新たな農地や新たな営農形態で農業の継続を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・先祖伝来より守り続けてきた農地や住まいであり、ないがしろにできない。
- ・堆積土砂の撤去、農地復旧、耕土の復旧等が必要。
- ・圃場整備された優良農地の代替地の確保が必要。
- ・農機具も古くなり、営農を続けていくには難しい状況。
- ・営農者の後継者不足、高齢化の状況がある中で、営農意向のある方と遊水地希望の方との交換ができないか。何らかの形で治水に役立ててもらいたい。

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

□安全な避難ルートの確保

○避難所・避難場所に向かう避難ルートが急勾配で狭い現状を踏まえ、安全に避難できる避難路の整備が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・あきだん坂が急勾配で、道幅が狭く、避難できない。地区内の道路には行き止まり区間がある。拡幅するだけでなく、現状の農道から市道にしてほしい。
- ・中原小学校に向かう道路が急勾配。
- ・避難ルートの道路側溝が詰まり、氾濫し危険な状態。
- ・徒歩による避難者にとっては、避難時の荷物も限られ、負担になる。

□避難所の見直し・改善

- 地域から指定避難所が遠く、空調設備が不十分といった現状を踏まえ、指定避難所の見直しや避難所の機能の改善を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・生涯学習センターや中原公民館が遠い。
- ・避難所の中原小の開設には1時間要し、開いていたのが1時間だけであった。
- ・体育館にクーラーがなく、夏場は大変。（現在は設置済）。
- ・指定避難場所の中原コミュニティセンターは、当該地域から遠いため、地区ごとに細かく整理したほうがよい。

□安全な避難方法の確立

- 令和2年7月豪雨では、防災無線のアナウンスが聞こえなかったため、別の情報入手手段の用意が必要です。また、夜間はライブカメラの映像も水位の判断がしづらいため、複数の情報入手手段を確立しておく必要があります。

地区別懇談会での主な意見

- ・防災無線による避難情報の伝達。
- ・就寝中のため発災時の携帯アラームに気づけなかった人がいる。
- ・上流部の降雨状況によって、河川の水位が予見できるため、上流部の降雨状況がわかる情報システムが出来ないものか。
- ・避難路を利用する上で必要な視界を確保してほしい。（照明灯の増設、路上に伸びた樹木の伐採等）

治水・土砂災害対策

□遊水地計画への対応

- 流域治水プロジェクトに基づく遊水地整備計画を前提に、遊水地整備に伴う農地の移転・交換により営農希望者が農業を続けられる環境を確保するとともに、遊水地と周辺の住宅地や農地の景観が調和した整備を進めることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・遊水地に係る詳細な情報提供が必要。
- ・水害が起きないような有効な治水対策としての活用。
- ・自宅への影響、水面の高さ、遊水地化に伴う景観、土地利用がどうなるか。
- ・遊水地は下流域のためのもの。上流域との協力が必須。

□治水対策

- 令和2年7月豪雨では、堤防の損傷と氾濫流により家屋の浸水が発生したことから、国・県の治水対策と連携し、球磨川本川や万江川・馬氷川など球磨川支川の氾濫対策を推進す

る必要があります。

地区別懇談会での主な意見

- ・市房ダムの計画的な放流。球磨川本川の治水対策が必要。
- ・万江川、馬氷川など球磨川支流のバックウォーターへの対応が必要。
- ・予測できない豪雨に対するダム管理への不安。

□排水施設の見直し

- 排水施設が老朽化し、樋門に至る道路が遮断される状況も発生しており、排水施設の見直しや排水施設に至る道路の安全性の向上が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・排水施設の老朽化や排水能力の不足による道路の遮断があった。

□土砂災害への対策

- 住宅地の後背の崖地付近が土砂災害警戒区域／特別警戒区域に指定されていることから、土砂災害への対策を取ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・崖地付近が土砂災害警戒区域／特別警戒区域に指定されている。

復興まちづくり

□地域の自然環境や景観の保全

- 遊水地整備計画との調和を図りながら、中神地区が持つ地域の自然環境・景観を保全することが必要です。

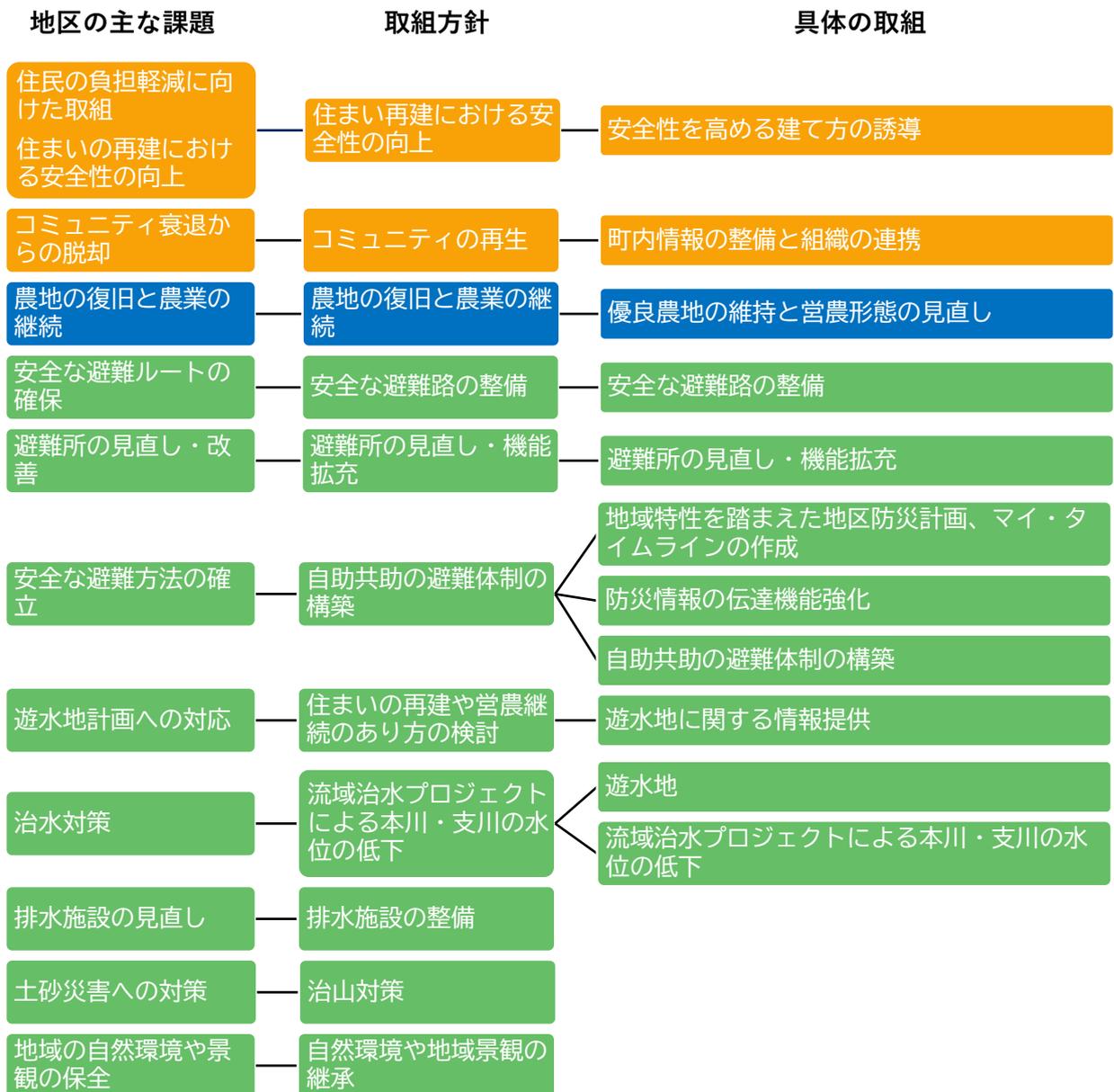
地区別懇談会での主な意見

- ・春にはレンゲ畑となり、緑が一面に広がる。シラサギやトンビもたくさん飛来する。冬は田んぼ（低地）と高台とでは気温差がある。空気がおいしく、山、空、川の風光明媚な場所なので、この風景がなくなるのはさみしい。
- ・管理を容易にするとともに、地域の景観にも考慮された遊水地としてほしい。

（2）課題解決のための取組

【復興まちづくりの目標】

中神地区の住まい、農地、自然環境と遊水地の景観が調和したまちづくり



取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

取組方針1：住まい再建における安全性の向上

- ・現地での住まいの修復や再建など、早急な生活再建を図るとともに、治水対策の状況も踏まえ、嵩上げなど安全性の向上を図ります。
- ・仮設住宅に暮らす方が現地（元の場所）で安全安心に暮らすことができるような体制を構築します。
- ・商業地の復旧の再生だけでなく農村部分の復旧についての情報発信を行うなど、偏りのない情報発信を行います。

具体の取組

安全性を高める建て方の誘導

- ・建物1階のピロティ化、浸水深以上の居室の確保。
- ・建物構造の耐水化。
- ・宅地の盛土・嵩上げ。
- ・安全な宅地への移転。
- ・豪雨災害以外の台風などの災害に対応した設備改善。
- ・堤防に接した宅地の復旧。
- ・堤防の将来計画（築堤高）や熊本地震の影響による地盤のゆるみを考慮した対策。
- ・河川沿いに生い茂る樹木の処理。

コミュニティの再生

取組方針2：コミュニティの再生

具体の取組

町内情報の整備と組織の連携

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

取組方針3：農地の復旧と農業の継続

- ・流域治水プロジェクトに基づく遊水地の状況を踏まえながら、農地の復旧、農地の移転・交換、優良農地の維持、営農形態の見直し等による農業の継続を図ります。

具体の取組

□優良農地の維持と営農形態の見直し

- ・農地の復旧。
- ・優良農地の代替地の確保。農地の移転・交換。
- ・営農形態の見直し（集落営農、営農法人等）。
- ・遊水地計画について早急な情報提供。

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

取組方針4：安全な避難路の整備

- ・高台や避難所への安全な避難路の整備を進めます。
- ・市道の嵩上げについて検討します。

具体の取組

□安全な避難路の整備

- ・高台への避難路の整備・拡幅、離合場所の設置、沿道の急傾斜地の対策。
- ・排水溝の設置。洪水時の転倒などを防ぐため側溝の蓋掛け。
- ・避難路における低地部分の水たまりの改善。
- ・深夜に災害が起きた場合を想定した、樹木の伐採や街路灯の整備。

取組方針5：避難所の見直し・機能拡充

- ・指定避難所・自主避難所の見直し、感染症予防に対応した避難所の分散化、避難所の機能強化を図ります。

具体の取組

□避難所の見直し・機能拡充

- ・指定避難所・自主避難所の見直し。避難所の空調設備等の拡充。
- ・避難所の運営方法の改善。個々の災害弱者に対応したきめ細やかなレイアウト・配置、避難所内での情報伝達媒体の改善。
- ・避難所（小学校等）の段差をなくすスロープの設置、トイレの高齢者対応（洋式トイレ、数を増やす等）、バリアフリー化の対応。

取組方針6：自助共助の避難体制の構築

- ・避難情報の確実な伝達を行った上で、町内での共助により要支援者の避難行動を支援する仕組みや体制づくりを進めます。
- ・防災無線が聞き取りやすいように改善します。

具体の取組

□地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成

- ・地区の災害リスクを踏まえた地区防災計画の作成。
- ・避難のタイミングを判断する地域独自の「きっかけ」の検討。

□防災情報の伝達機能強化

- ・各世帯への戸別受信機の配布（市より、6月から順次配布）。
- ・防災ラジオの使用（持ち運びが可能で、高齢者でも簡単に使える）
- ・避難のタイミングの明確化や増水状況の指標の設置。（警告灯、サイレン）

□自助共助の避難体制の構築

- ・町内支援ネットワークを支える「サポーター」の仕組みの構築。
- ・実際に起こり得る状況を想定した、地区単位での避難訓練の実施。
- ・地区内の要支援者リストとその避難を支援する住民のリストの作成。

治水・土砂災害対策

取組方針7：遊水地計画を踏まえた営農継続のあり方の検討

- ・国からの遊水地の整備内容等を踏まえ、遊水地の範囲内外の農地の移転・交換を支援するとともに、営農継続のあり方を検討します。

具体の取組

□遊水地に関する情報提供

- ・国からの遊水地や流域治水に関する説明や協議の場を設ける。
- ・遊水地整備に関する住民・地権者の意向把握。
- ・遊水地整備内容を踏まえた遊水地範囲内外の農地の移転・交換の支援

取組方針8：流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下

- ・本川・支川の水位の低下に向け、上流から下流、集水域から氾濫域までの治水対策に総合的に取り組みます。

具体の取組

□流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下

- ・流水型ダム整備、市房ダム再開発、河道掘削、遊水地整備等
- ・災害時の内水排出のポンプの自動化。
- ・大柿地区の毘沙門の所や小柿公民館より上の高さに堤防を作る。
- ・気候変動に対応し、普段のダムの管理を徹底する。
- ・瀬戸石ダムの運用の検討。
- ・河川の掘削。

取組方針9：排水施設の整備

- ・排水機能の抜本的な見直しを行います。

取組方針10：治山対策

- ・橋の流出対策として、山の流木が流れ込まないように、緑の流域治水として治山も考慮します。

復興まちづくり

取組方針11：自然環境や地域景観の継承

- ・中神の美しい自然の再生を図ります。

⑦-2 瓜生田地区 復興まちづくり計画

対象地域

下原田町字瓜生田

瓜生田地区は、住まいの再建やコミュニティの再生、農地の復旧、避難路・避難所の見直し等の取組を進めます。

（1）地区の復興まちづくりに向けた主な課題

取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

□住まいの再建における安全性の向上

○暮らしを安定させるための住まいの再建や、まちづくりと連携した住まいの安全性を高める方策の検討が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・自費で再建した人と、今後補助金を受けて再建する人との乖離。
- ・今後の情報が見通せないと、再建を進められないので、積極的な情報提供が不可欠。
- ・新しい住宅地だが空き地化しており、新規入居者の入居が課題。

コミュニティの再生

□コミュニティ衰退からの脱却

○現地再建する世帯と移転する世帯がいる中で、コミュニティの維持・再生を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・被災後、町内在住者の把握が出来ておらず、世帯台帳や要支援者名簿が未整備である。また町内会に入っていない世帯の把握が難しく、町内行事が簡素化している。
- ・災害前の公民館の稼働率は結構高かった。
- ・瓜生田地区は広く、国道219号を挟んで農業集落、昭和時代に開発された住宅地区、バブル期に移り住んだ住民が多い地区に分かれる。
- ・町内対抗の駅伝大会、夏祭り、子ども会など住民の親睦を深める機会が減っている。
- ・地区の中心人物（ご意見番的な人）が、被災して地区外へ出て行った。

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

□農地の復旧と農業の継続

- ・農地の復旧、営農形態の見直し等による農業の継続を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・地区内に居住する営農者は1名であり、自力で再建している。残りの農地は他者に貸出し、または地区外に居住する住民が通って営農している。
- ・農地は基本的に既に整備されている。

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

□避難所の見直し・改善

- ・避難所の見直しや機能改善が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・避難所まで遠いが、道路の見通しは良く、場所的にもさほど問題はない。
- ・中原小学校に避難した住民が多く、介護認定者は特別養護老人ホーム龍生園に移動・避難した。

□安全な避難方法の確立

- 避難所・避難場所に向かう避難ルートを踏まえ、高齢者や避難困難者の避難方法の見直しが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・国道219号を使って中原小学校に避難しようとするとうきよに巻き込まれる。
- ・高齢者や避難困難者を誰がどう避難させるか。（地区には消防団員は1人しかおらず、若手は仕事でいないことが多い。）
- ・居住場所（高低差によるものなど）によって屋外スピーカーが聞こえにくい場所がある。

□自主防災組織の体制構築

- 地域コミュニティの状況を踏まえ、自主防災組織の体制の見直しが必要です。

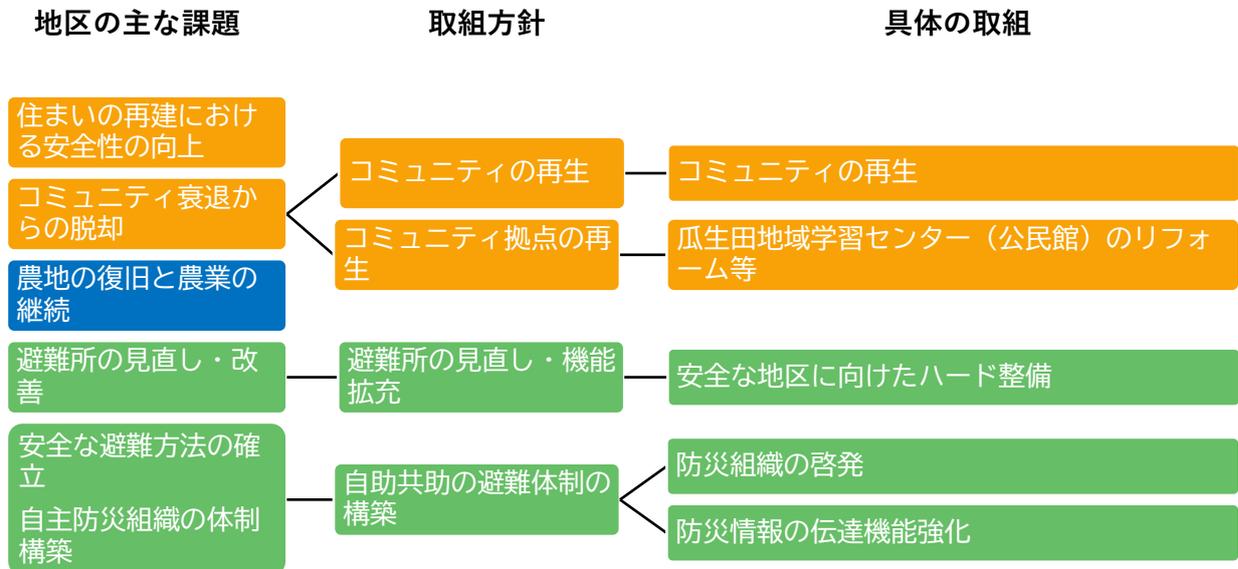
地区別懇談会での主な意見

- ・自主防災組織内に女性部が組織されていない。その結果、炊き出し等の方法が受け継がれていない、弱者へのケアが不十分などの課題がある。

（2）課題解決のための取組

【復興まちづくりの目標】

瓜生田地域学習センターを拠点としてコミュニティを再生する復興まちづくり



取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

コミュニティの再生

取組方針1：コミュニティの再生

- ・各世帯の状況を把握し、町内会や老人会等の活動の活性化を図ります。

具体の取組

コミュニティの再生

- ・世帯状況を把握し、町内会や老人会等の活動の活性化を図る。

取組方針2：コミュニティ拠点の再生

- ・中規模イベントの会場として利用します。

具体の取組

瓜生田地域学習センター(公民館)のリフォーム等

- ・補助金を活用し、床板を交換済。駐車場側に屋根（庇）を設置し、その下を中規模イベントの会場として利用する。

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

取組方針3：避難所の見直し・機能拡充

- ・瓜生田地域学習センターの避難所・避難場所としての機能強化を図ります。

具体の取組

安全な地区に向けたハード整備

- ・馬氷川の河道掘削は必要ない。（球磨川本流の掘削が行われれば、馬氷川の掘削は必要ない）

取組方針4：自助共助の避難体制の構築

- ・町内会の行事や瓜生田地域学習センターを活用したイベントを通してコミュニティのつながりを強化した上で、自主防災組織の活動強化を図ります。

具体の取組

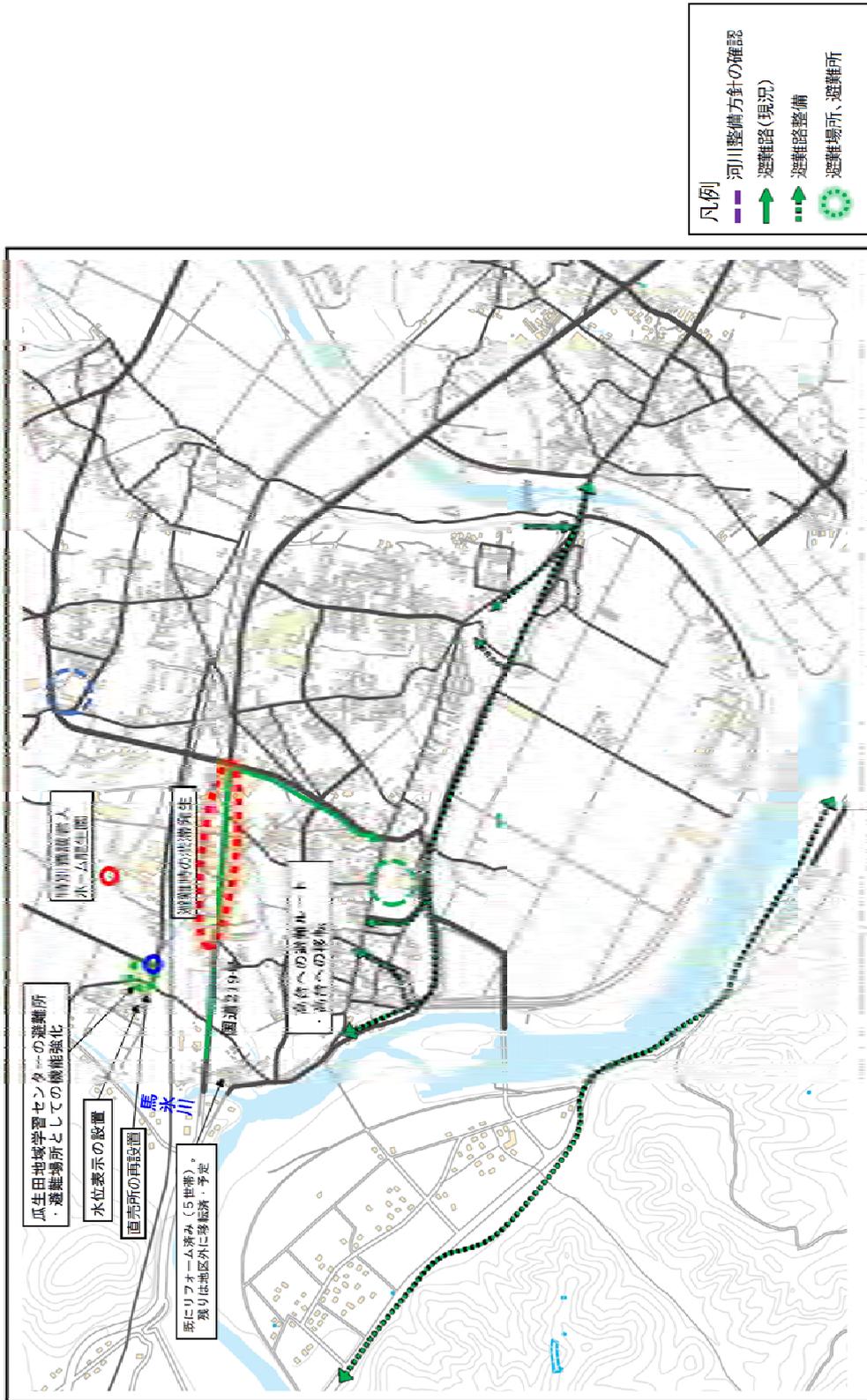
防災組織の啓発

- ・公民館周辺の電柱に水位表示を設置。（馬氷川と球磨川が合流する地点に水位表示を設置すると地区への転入に繋がらない）

防災情報の伝達機能強化

- ・各家庭への防災ラジオの配布。（市より、令和3年6月から順次配布。）

瓜生田地区 復興まちづくり計画【地区整備方針・避難ルート図】



⑧-1 大柿地区 復興まちづくり計画

対象地域 中神町字大柿

大柿地区は、流域治水プロジェクトに基づく遊水地整備計画を前提に、安全な場所への住まいの再建やコミュニティ活動の維持、農地の復旧、避難路・避難所の見直し等の取組を進めます。なお、遊水地については、国の検討状況を確認し、引き続き協議・調整していきます。

（1）地区の復興まちづくりに向けた主な課題

取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

□住まいの再建における安全性の向上

○暮らしを安定させるための住まいの再建や、まちづくりと連携した住まいの安全性を高める方策の検討が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・現住地で再建を考えているが、治水対策、遊水地がはっきりしないと決めきれない。
- ・遊水地の測量以前に移転先を確保してほしい。
- ・遊水地を設けると、集落はバラバラになってしまうのではないか。
- ・大柿地区のほとんどの住民が65歳以上。被災してすぐなら移転の考えもあったが、月日が経つと生まれ育った場所から愛着が湧き、離れがたい。

コミュニティの再生

□コミュニティの再生と公民館の再生

○現地再建する世帯と移転する世帯がいる中で、コミュニティの維持・再生を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・コミュニティの中心となる公民館を再生してほしい。
- ・住民の精神的拠り所である毘沙門堂や、観音堂の早期復旧の支援をお願いしたい。
- ・大柿地区では、地元コミュニティの有志による道路の草刈りを行っている。県道についても、県による草刈りは行われているが、十分ではないため、地元が追加で作業を行っているのが現状である。県の方で援助してもらえないか。
- ・「えんがわ事業」実施により、コミュニティのまとまりがある。

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

□農地の復旧と農業の継続

- ・流域治水プロジェクトに基づく遊水地の状況を踏まえながら、農地の復旧、農地の移転・交換、優良農地の維持、営農形態の見直し等による農業の継続を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・堆積土砂の撤去、農地復旧がいつになるか未定。幹線排水路（農業排水）が手つかずの状態。生活排水も早急に復旧してほしい。
- ・遊水地になっても農業は継続したい人もいると思う。
- ・移転候補地として示されているが、農家の宅地規模は300坪以上が必要となる。
- ・大柿のなりわいである農業を今後も続けて大事にしていきたい。
- ・「大柿営農センター」を立ち上げ、営農組合で行ってきた。農地が減ると痛手。

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

□避難ルートの改良

- ・避難所の見直しや機能改善が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・市道中神鹿目線を拡幅してほしい。
- ・県道人吉水俣線の幅員拡幅（4mでなく既存道と同一幅員）整備と沖鶴橋までの延伸。
- ・沖鶴橋の復旧。

□緊急避難場所・避難所の整備

- 避難所・避難場所に向かう避難ルートを踏まえ、高齢者や避難困難者の避難方法の見直しが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・高台に緊急避難場所・避難所を作れないか。
- ・公民館に避難しても、テレビもなく情報を入手する手段が無かった。
- ・公民館が被災して畳からフローリングになったため、寝る時が辛い。

□安全な避難方法の確立

地区別懇談会での主な意見

- ・防災無線も復旧していない。

治水・土砂災害対策

□遊水地計画への対応

- 流域治水プロジェクトに基づく遊水地整備計画を前提に、遊水地整備に伴う農地の移転・交換により営農希望者が農業を続けられる環境を確保するとともに、遊水地と農地の景観が調和した整備を進める必要があります。

地区別懇談会での主な意見

- ・遊水地に係る詳細な情報提供・説明が必要。遊水地なしの復興計画が望ましい。

□治水対策

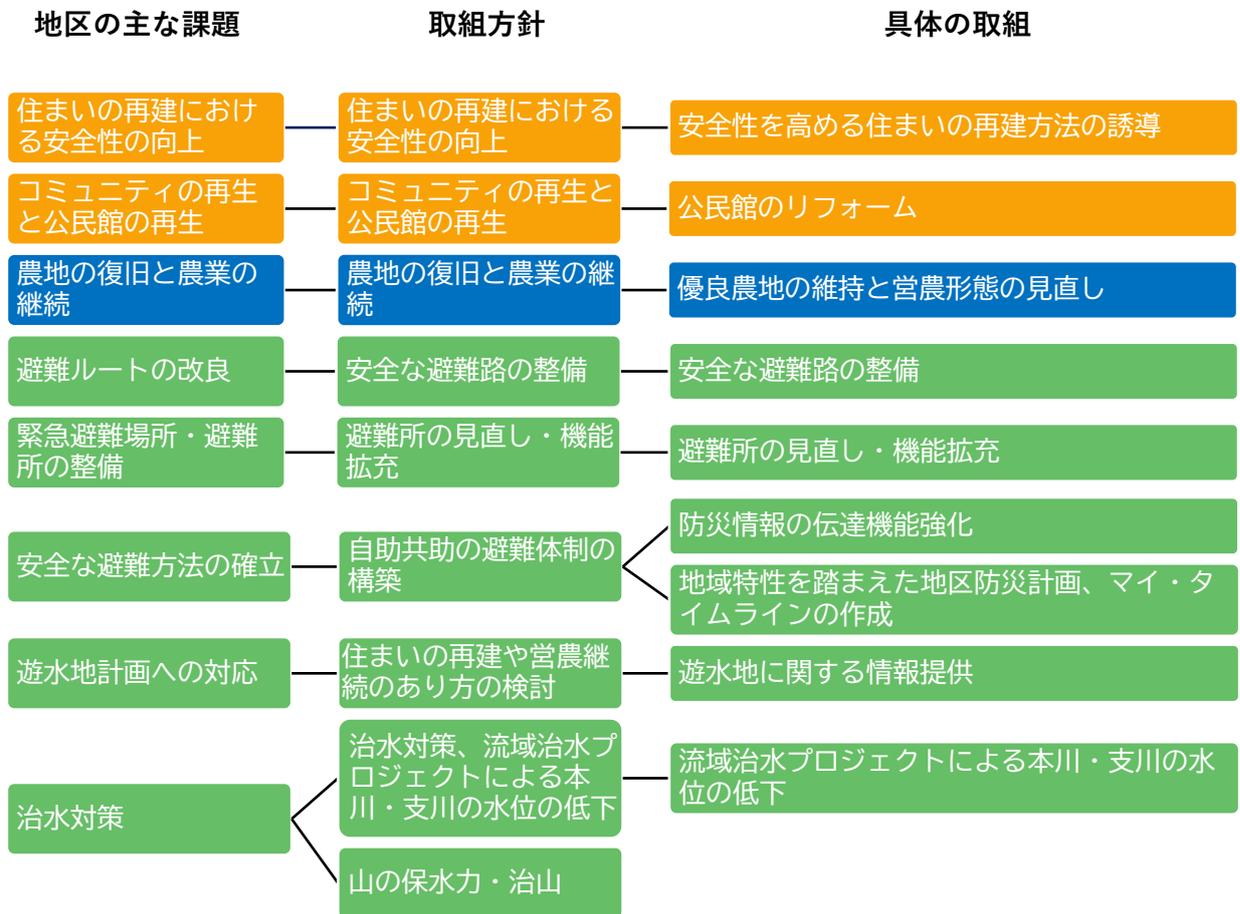
地区別懇談会での主な意見

- ・浸水想定マップをみると大柿で安全に暮らすことはできないと感じている。
- ・洪水時、瀬戸石ダムにより、急激な水位の上昇が懸念される。
- ・以前、引き堤案が国から示されていたが、その案で進めていくことはできないか。
- ・堤防の高さを上げることで対応はできないのか。
- ・治山無くして治水はあり得ない。土砂崩れが心配。
- ・今回の水害の一要因は、山の伐採の仕方。昔は山にもっと保水力があった。今は、少し雨が降っても川の水が濁る。国・県・市有林が一斉に伐採時期を迎えている。
- ・昔は間伐をしていたが、今は林道を作った箇所が水の流れる道になり土砂が流れる。

（2）課題解決のための取組

【復興まちづくりの目標】

※流域治水（遊水地）の国との協議状況と地区の意向を踏まえ、今後検討予定。



取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

取組方針1：住まいの再建における安全性の向上

- ・現地での住まいの修復や再建など、早急な生活再建を図るとともに、治水対策の状況も踏まえ、嵩上げや集団移転など安全性の向上を図ります。
- ・極力、現状のまま、復旧した農地に近い場所に再建を図ります。

具体の取組

□安全性を高める住まいの再建方法の誘導

- ・建物1階のピロティ化、浸水深以上の居室の確保。
- ・建物構造の耐水化。
- ・宅地の盛土・嵩上げ（住環境への配慮）
- ・防災集団移転等（スピード感のある再建へ）
- ・農機具置き場・作業場を確保できる移転用敷地の確保。

コミュニティの再生

取組方針2：コミュニティの再生と公民館の再生

- ・地区住民の愛着がある公民館の早期復旧・再生（リフォーム）を進めます。
- ・農産物、川の幸を活かした地域内外の交流の活性化を図ります。

具体の取組

□公民館のリフォーム

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

取組方針3：農地の復旧と農業の継続

- ・治水対策の状況を踏まえつつ、農地の復旧、優良農地の維持、営農形態の見直し等による農業の継続を図ります。
- ・地域農業の再生に向けた6次化を推進します。

具体の取組

□優良農地の維持と営農形態の見直し

- ・農地等災害復旧事業。
- ・優良農地の代替地の確保。
- ・営農形態の見直し（集落営農、営農法人等）。
- ・農の魅力の創出や発信に向けた取組の検討（農産物直売、加工品開発、農との交流の場の創出）など

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

取組方針4：安全な避難路の整備

- ・高台や避難所への安全な避難路の整備を進めます。
- ・県道人吉水俣線の早期復旧を進めます。

具体の取組

□安全な避難路の整備

- ・高台への避難路の整備・拡幅、沿道の急傾斜地対策。
- ・県道へのガードレールの設置。

取組方針5：避難所の見直し・機能拡充

- ・指定避難所・自主避難所の見直し、コロナに対応した避難所の分散化、避難所の機能強化を図ります。
- ・高台に緊急避難場所・避難所を整備します。

具体の取組

□避難所の見直し・機能拡充

- ・指定避難所・自主避難所の見直し、高台への緊急避難場所・避難所を整備。

取組方針6：自助共助の避難体制の構築

- ・避難情報の確実な伝達を行った上で、町内での共助により要支援者の避難行動を支援する仕組みや体制づくりを進めます。

具体の取組

□防災情報の伝達機能強化

- ・各世帯への防災ラジオの配布（市より、令和3年6月から順次配布）。

□地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成

- ・地区の災害リスクを踏まえた地区防災計画の作成。
- ・避難のタイミングを判断する地域独自の「きっかけ」の検討。
- ・サポーターの仕組みの構築や避難訓練の実施。

治水・土砂災害対策

取組方針7：住まいの再建や営農継続のあり方の検討

- ・河川管理者（国）からの遊水地の整備内容等についての情報提供を踏まえ、住まいの再建や農業の継続のあり方を検討します。

具体の取組

□遊水地に関する情報提供

- ・河川管理者（国）からの遊水地や流域治水に関する説明。
- ・遊水地整備に関する住民・地権者の意向把握。
- ・他地区で実際に行われた遊水地事業の事例説明。

取組方針 8：治水対策、流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下

- ・上流から下流、集水域から氾濫域までの治水対策を総合的に取り組みます。

具体の取組

流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下

- ・流水型ダム整備、市房ダム再開発、田んぼダム、河道掘削、遊水地整備等。
- ・瀬戸石ダムの改善。（水を流れやすくする）
- ・瀬戸石ダムを早く放水し水量を下げる。

取組方針 9：山の保水力・治山

- ・山の保水力の向上に取り組みます。

⑧-2 小柿地区 復興まちづくり計画

対象地域 中神町字小柿

小柿地区は、住まいの再建やコミュニティの再生、農地の復旧、避難路・避難所の見直し等の取組を進めます。

（1）地区の復興まちづくりに向けた主な課題

取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

□住まいの再建における安全性の向上

○暮らしを安定させるための住まいの再建や、まちづくりと連携した住まいの安全性を高める方策の検討が必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・20世帯中、3世帯が地区外に移転した。
- ・山は危険で将来が心配。子どもは帰って来るか分からず、住むかどうかも同様。将来は移転も考える必要がある。
- ・修理は概ね完了し、公費解体が残っている。
- ・4世帯は大柿方面、小柿の低地に位置し現地再建が難しい。

コミュニティの再生

□コミュニティの再生と公民館の再生

○現地再建する世帯と移転する世帯がいる中で、コミュニティの維持・再生を図ることが必要です。

地区別懇談会での主な意見

- ・4世帯が移転予定、現在16世帯。高齢化も進んでおり、将来コミュニティを維持できるか心配。
- ・公民館横の水田の地権者より、地区へ寄付する要望がある。
- ・小学生を自由校区（または西瀬校区）にできれば良い。大柿地区の子どもと集団登校をしていたが、現在は小柿地区の1人となったため、車で送迎している。

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

□農地の復旧と農業の継続

地区別懇談会での主な意見

- ・農地（2ha程度）は流木などで手付かずの状態。
- ・公民館横の水田に、公民館のガラスが入っている。

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

□避難ルートの改良

地区別懇談会での主な意見

- ・県道人吉水俣線に危険な箇所がある。早急に復旧してほしい。
- ・県道人吉水俣線上の大柿に向かう道沿いの山部がシラス台のために大雨で毎年崩れ、大柿方面に避難できない。

□緊急避難場所・避難所の整備

地区別懇談会での主な意見

- ・高齢者が多く、地区の高台の所に避難施設があると良い。
- ・公民館に避難してもテレビもなく情報を入手する手段が無い。
- ・公民館が被災して畳からフローリングになり寝る時が辛い。
- ・小柿谷の増水時は、自主的に公民館へ避難している。
- ・三日原団地を避難場所として利用することができれば両地区の住民が利用できて良い。
- ・三日原団地は入居を停止し、何軒かは現在も入居中である。

□安全な避難方法の確立

地区別懇談会での主な意見

- ・指定避難所は中原小・西瀬小のどちらか明確にしてほしい。
- ・昨年の水害時には午前2時に全員避難が完了した。
- ・毎年、自主避難訓練を行っている。

治水・土砂災害対策

□治水対策

地区別懇談会での主な意見

- ・球磨川の支流や用水路に溜まっている流木の処分が問題。
- ・左岸側には雑木林のように木が茂っており不安。
- ・小柿谷の川にある橋の下に大きな岩があり、流れに支障がある。梅雨や台風に耐えられる対策をして欲しい。

□治山対策

地区別懇談会での主な意見

- ・小屋のある場所の斜面が崩れ、現在はビニールシートがかけてある。梅雨に入るため、工事がいつ行われるのか、不安。
- ・小柿谷の上の所が崩れて来て、現在は大きい土のうが5つほど応急処置として設置されている。砂防ダムの下流の部分のため、心配である。土砂崩れが心配。

□防火対策

地区別懇談会での主な意見

- ・水路は防火用水ではないが、水が流れない時もある。大福という店の横には水利が無い。
- ・球磨川に河川の管理道路があるが、現在は土砂が溜まっていて吸管が届かないため要望したい。

（2）課題解決のための取組

【復興まちづくりの目標】

小柿公民館を拠点としてコミュニティを再生する復興まちづくり

地区の主な課題	取組方針	具体の取組
住まいの再建における安全性の向上	住まいの再建における安全性の向上	安全性を高める住まいの再建方法の誘導
コミュニティの再生と公民館の再生	コミュニティの再生と公民館の再生	コミュニティの再生と公民館の再生
農地の復旧と農業の継続	農地の復旧と農業の継続	農地の復旧と農業の継続
避難ルートの改良	安全な避難路の整備	安全な避難路の整備
緊急避難場所・避難所の整備	避難所の見直し・機能拡充	避難所の見直し・機能拡充
安全な避難方法の確立	自助共助の避難体制の構築	防災情報の伝達機能強化 地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成
治水対策	流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下	流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下
治山対策	治山対策	治山対策
防火対策	防火対策進	防火対策

取組の柱① 被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいの再建

取組方針1：住まいの再建における安全性の向上

- ・現地での住まいの修復や再建など、早急な生活再建を図るとともに、治水対策の状況も踏まえ、嵩上げや集団移転など安全性の向上を図ります。

具体の取組

□安全性を高める住まいの再建方法の誘導

- ・建物1階のピロティ化、浸水深以上の居室の確保。
- ・建物構造の耐水化。

コミュニティの再生

取組方針2：コミュニティの再生と公民館の再生

- ・観音様、供養塔、公民館内の神社等の地域資源や公民館を活かした地域づくりとコミュニティの再生を進めます。

具体の取組

□コミュニティの再生と公民館の再生

- ・小柿地区内の組・班の編成の見直し。
- ・公民館や地域資源を活かした地域づくり。
(従前から神社の祭りなどで住民が集まる機会が多い。)

取組の柱② 力強い地域経済の再生

なりわいの再建

取組方針3：農地の復旧と農業の継続

- ・治水対策の状況を踏まえつつ、農地の復旧、営農形態の見直し等による農業の継続を図ります。

具体の取組

□農地の復旧と農業の継続

- ・農地等災害復旧事業。
- ・営農形態の見直し。(集落営農、営農法人等。)

取組の柱③ 災害に負けないまちづくり

避難対策

取組方針4：安全な避難路の整備

- ・高台や避難所への安全な避難路の整備を進め、特に県道人吉水俣線の早期復旧とガードレール設置を図ります。

具体の取組

□安全な避難路の整備

- ・高台への避難路の整備・拡幅、沿道の急傾斜地の対策。
- ・三日原団地へのアプローチ道路の拡幅・歩道の整備

取組方針5：避難所の見直し・機能拡充

- ・指定避難所・自主避難所の見直し、コロナに対応した避難所の分散化、避難所の機能強化を図ります。
- ・避難所は中原小学校から西瀬小学校または三日原団地に見直しを行います。
- ・地区の高台に緊急避難場所・避難所を整備します。

具体の取組

□避難所の見直し・機能拡充

- ・指定避難所・自主避難所の見直し。（中原小学校及び西瀬小学校）
- ・三日原団地を避難所として整備。
- ・公民館裏の山に命だけは守る緊急避難場所（高台）の設置整備。

取組方針6：自助共助の避難体制の構築

- ・避難情報の確実な伝達を行った上で、町内での共助により要支援者の避難行動を支援する仕組みや体制づくりを進めます。

具体の取組

□防災情報の伝達機能強化

- ・各世帯への防災ラジオの配布（市より、令和3年6月から順次配布）。

□地域特性を踏まえた地区防災計画、マイ・タイムラインの作成

- ・地区の災害リスクを踏まえた地区防災計画の作成。
- ・避難のタイミングを判断する地域独自の「きっかけ」。
- ・町内支援ネットワークの「サポーター」の仕組みの構築。
- ・実際に起こり得る状況を想定した、地区単位での避難訓練の実施。
（小柿谷が大雨時に氾濫し、毎年数回公民館に避難している）
- ・球磨川の水位ではなく小柿谷の水流を避難の判断基準とする。

治水・土砂災害対策

取組方針7：流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下

- ・上流から下流、集水域から氾濫域までの治水対策を総合的に取り組みます。

具体の取組

□流域治水プロジェクトによる本川・支川の水位の低下

- ・流水型ダム整備、市房ダム再開発、田んぼダム、河道掘削、遊水地整備等。

取組方針8：治山対策

- ・小柿谷等の斜面崩壊箇所の復旧を進め、小柿谷の砂防ダムの適正な管理を行います。

具体の取組

□治山対策

- ・小柿谷等の斜面崩壊箇所の復旧。
（災害復旧事業による法面保護・斜面安定等）
- ・小柿谷の砂防ダムの適正な管理。
（砂防堰堤の定期的な浚渫、上流部での森林保全など治山事業との連携）

取組方針9：防火対策

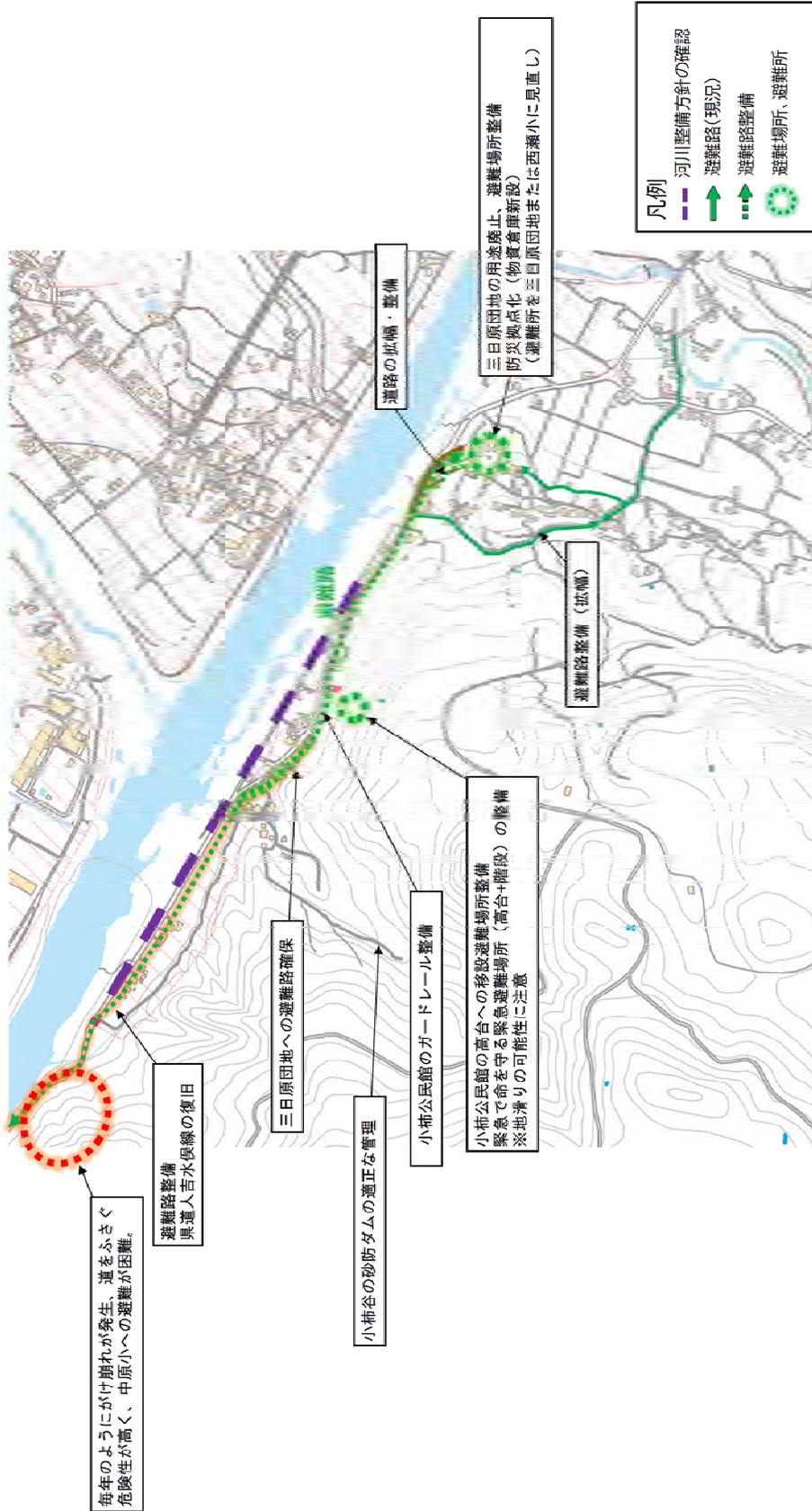
- ・消防用水利（消火栓、防火水槽）の整備を行います。

具体の取組

防火対策

- ・消防用水利の強化（消火栓、防火水槽等の整備）

小柿地区 復興まちづくり計画【地区整備方針・避難ルート図】



第5章 被災市街地復興推進地域における復興まちづくり

1 被災市街地復興推進地域の指定

① 中心商業・業務拠点の再生の考え方

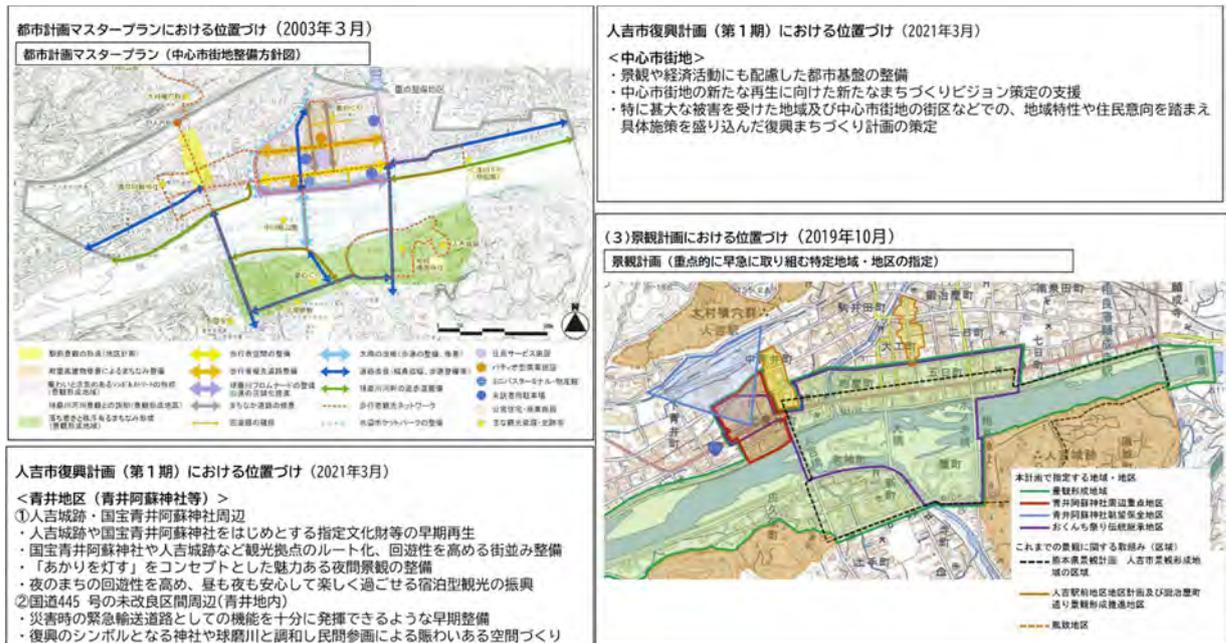
中心商業・業務拠点は、人吉市の中心市街地や観光の拠点である青井阿蘇神社をはじめとした歴史的資源、温泉旅館等を含むエリアで、商業の中心地としてだけでなく、本市の基幹産業である観光においても重要な役割を持っていることから、市街地基盤や災害リスクに関する課題に向き合いながら、人吉球磨地域の中心として、未来型復興に向けた再生に取り組む必要があります。

にぎわいや経済の再生と持続可能な都市拠点の形成に向け、安全性の向上に資する市街地整備手法の選択や適切な土地利用をマネジメントする仕組みの導入を行います。

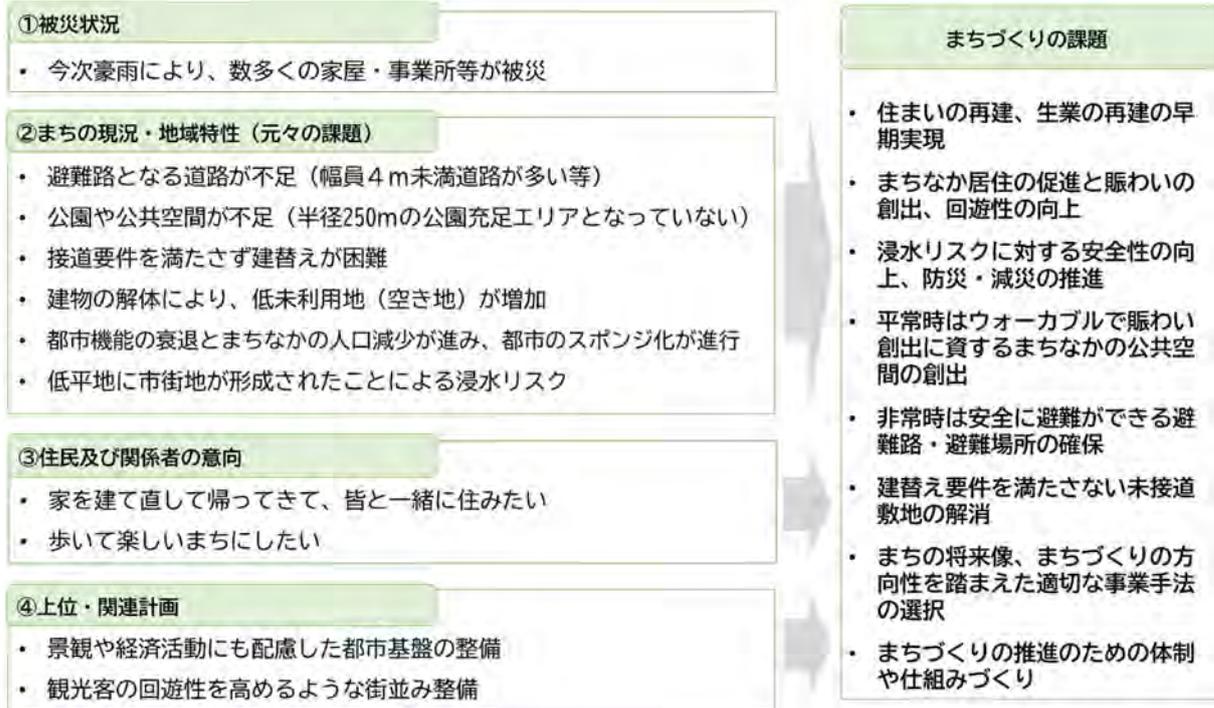
【取組方針】

- 必要性と効率性を両立した市街地整備事業の検討・実施
- まちづくりの構想、事業計画に沿った行政の先行投資（まちづくり用地の先行買収等）
- 事業計画立案までの期間の一定の建築制限

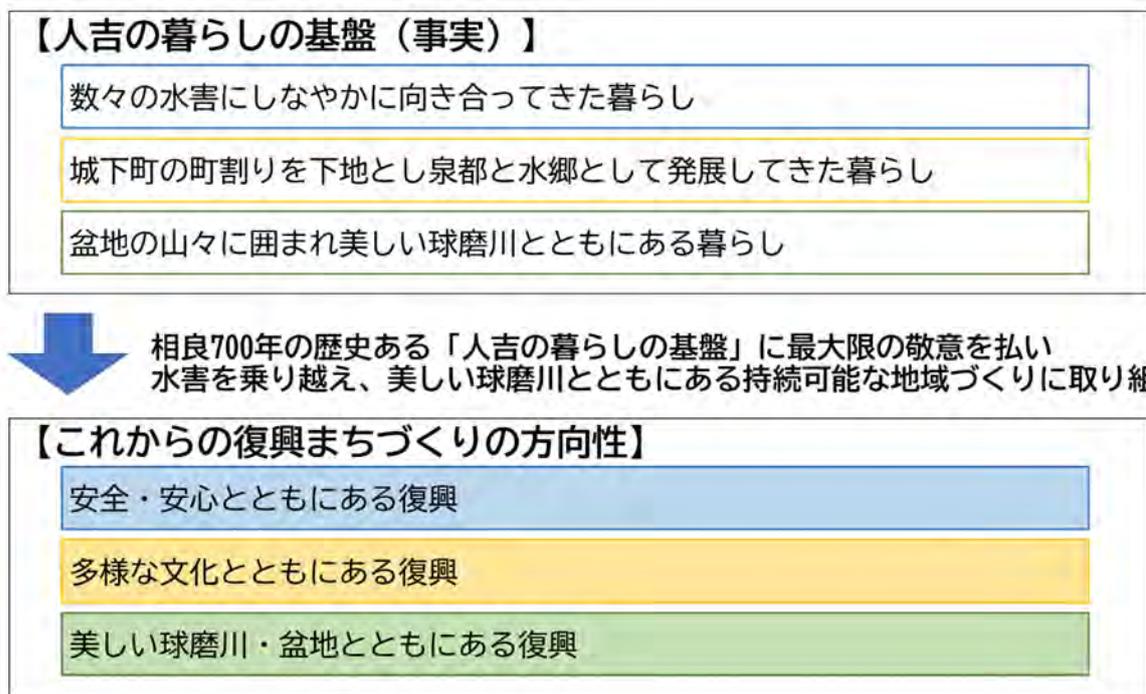
（参考）上位計画・関連計画の位置づけ



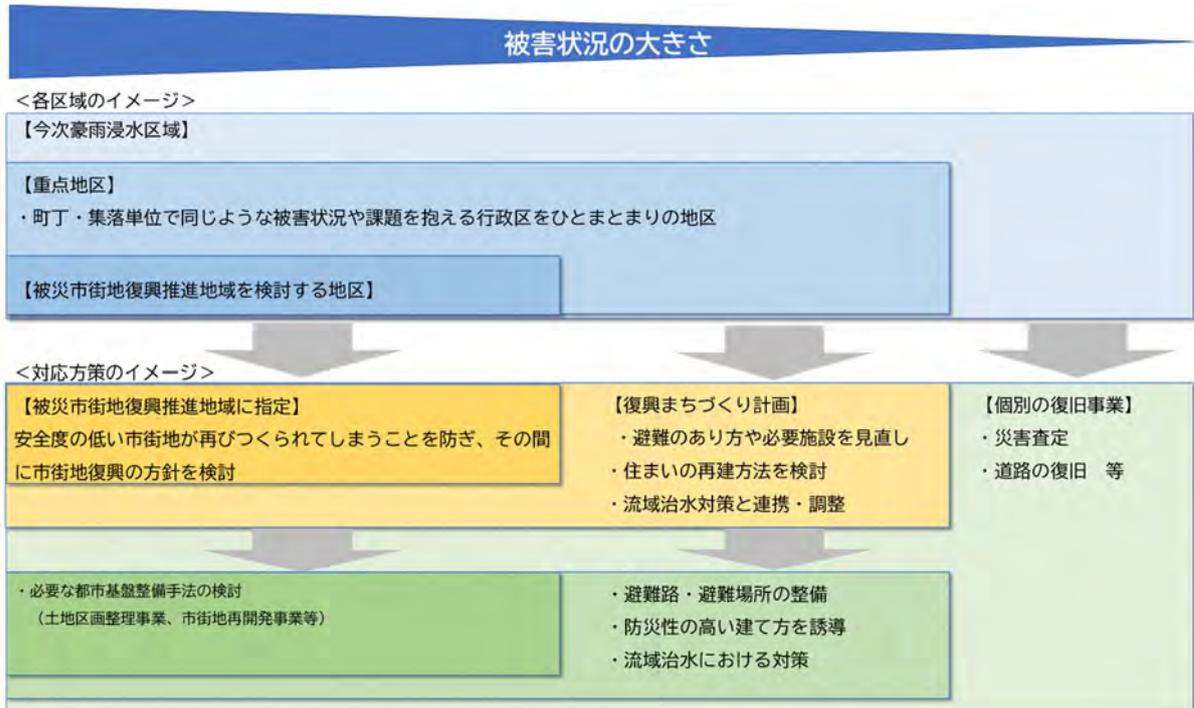
<まちづくりの課題>



<まちづくりの方向性>



■各区域のまちづくりの考え方

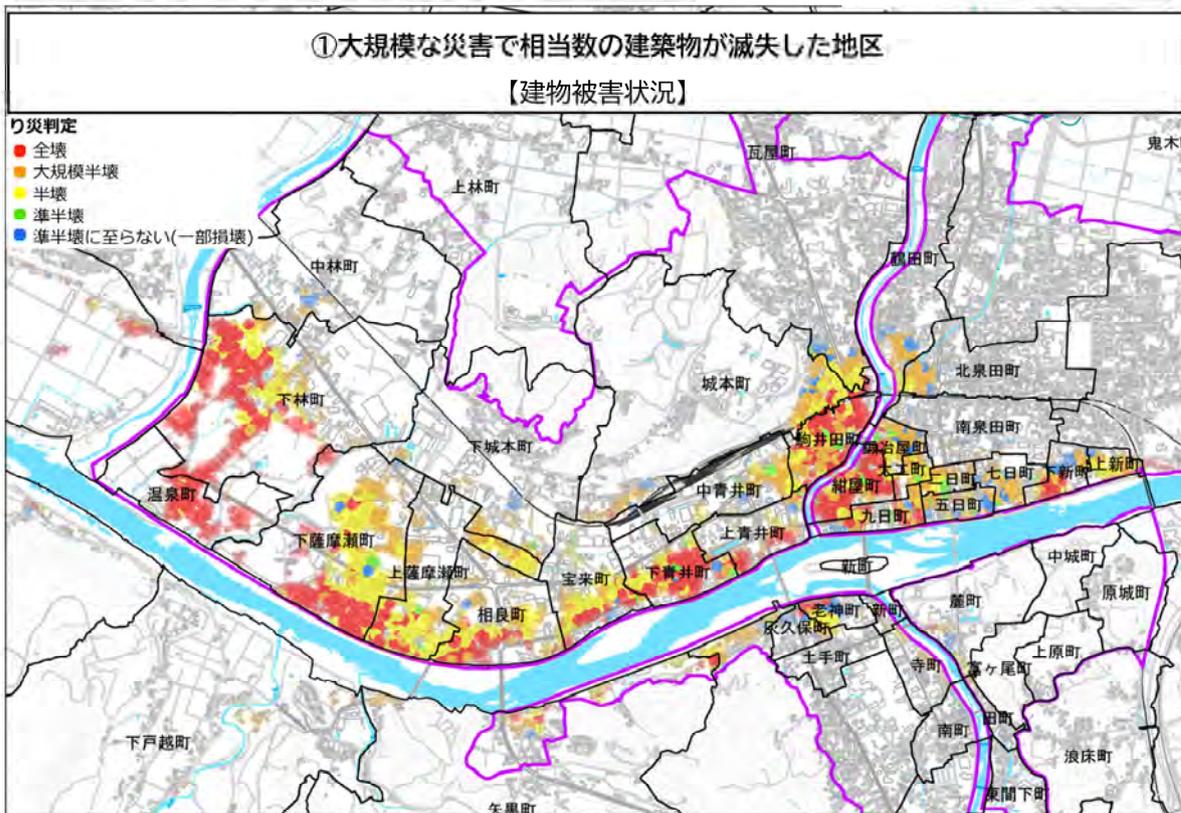
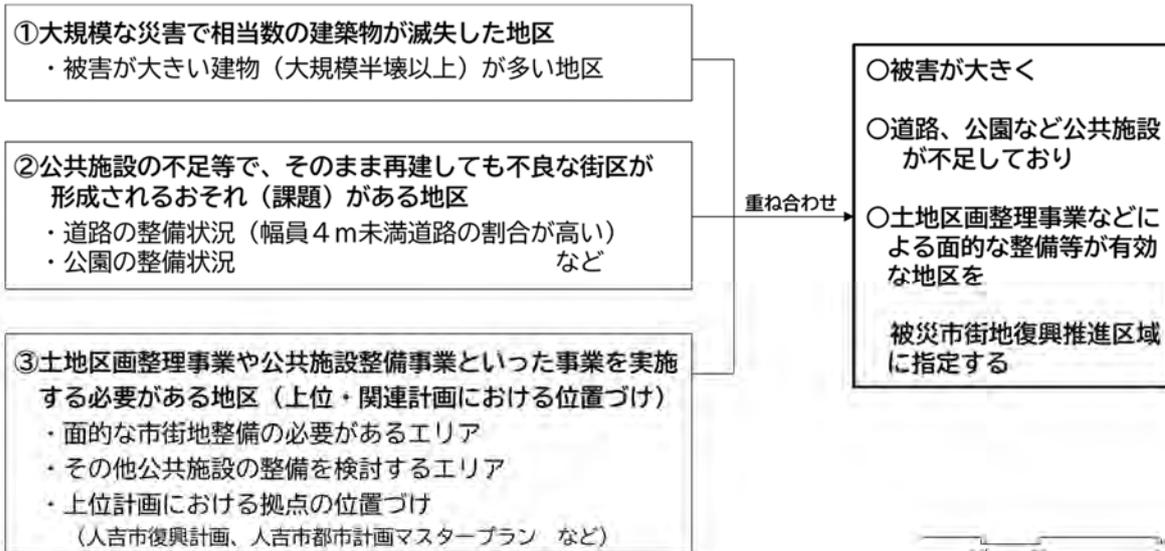


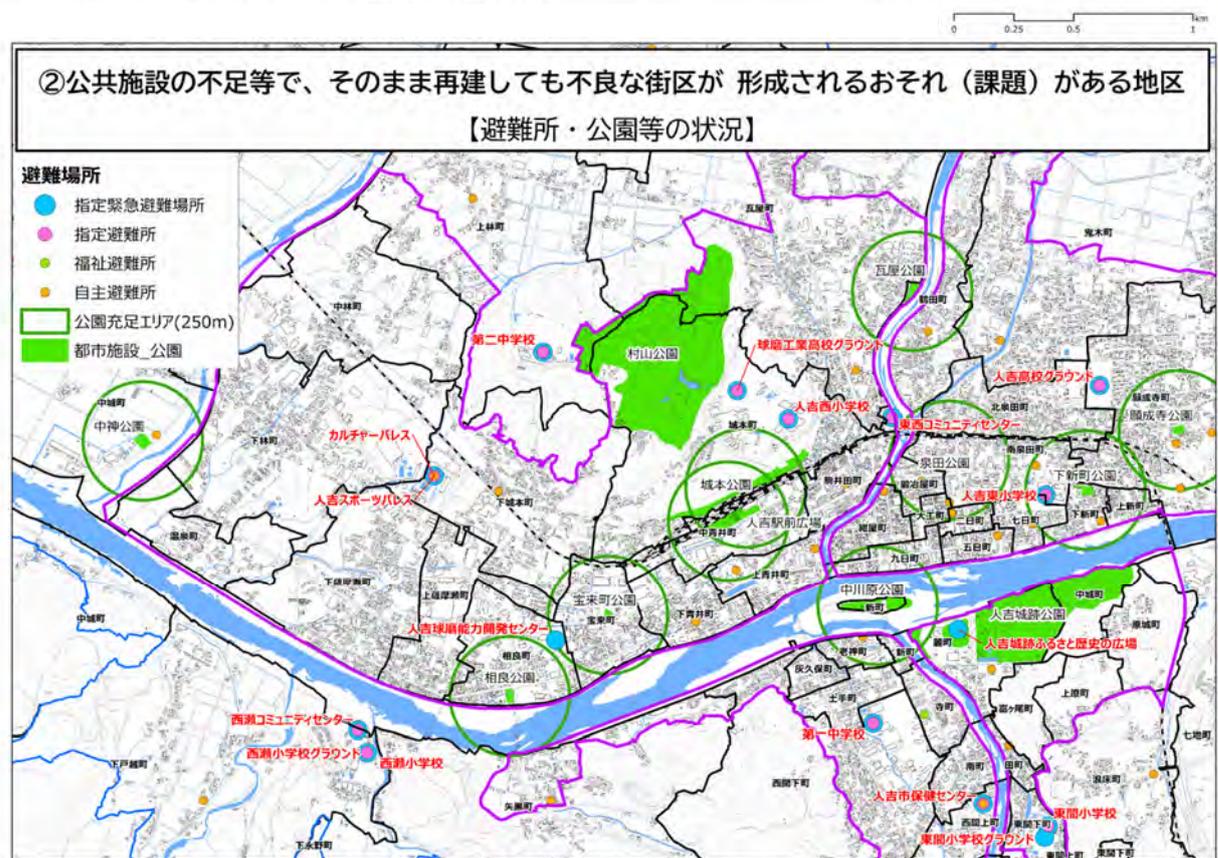
② 被災市街地復興推進地域の指定

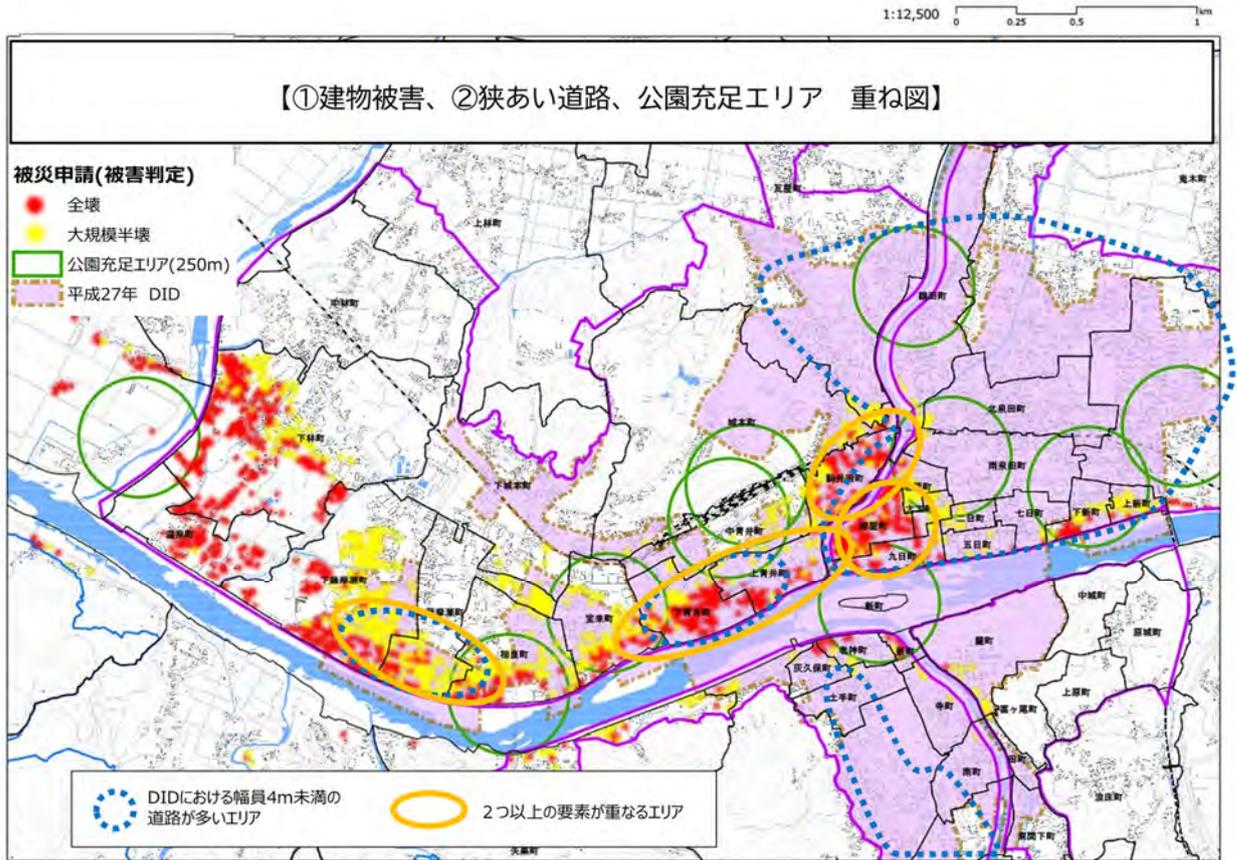
市街地の一体的な再生を図るためには、各種復興事業の内容を検討し、決定されるまでの期間において、再び安全性の低い市街地がつくられてしまうことを防ぎ、かつ、その間に行政と市民等が協力・連携し、復興まちづくり計画に基づく各種復興事業の円滑な実施へ移行することが求められます。

本市においては、被害の大きい市街地を対象に、以下の要件に該当する地域を「被災市街地復興推進地域」に指定し、一定の開発・建築制限を定めて、具体的な事業検討を進めています。

■地域指定に必要な3つの要件・指定エリアの考え方







■ 地域指定の基本的な考え方

① 区域（面）の決定

『建物被害』 + 『狭あい道路』 + 『公園充足』 + 『上位計画など』



【基本方針】 重複したエリアを中心に区域を指定する

② 境界（線）の決定

『明確な地形・地物』（道路・河川等） + 『町界・敷地界』



【基本方針】

○ 青井地区

北側：下林南願成寺線北側、国道445号北側

南側：球磨川右岸

東側：出町橋右岸

西側：青井地内第13号線、宝来地内第1号線、敷地界

○ 中心市街地地区

北側：五十鈴橋左岸、敷地界

南側：国道445号南側

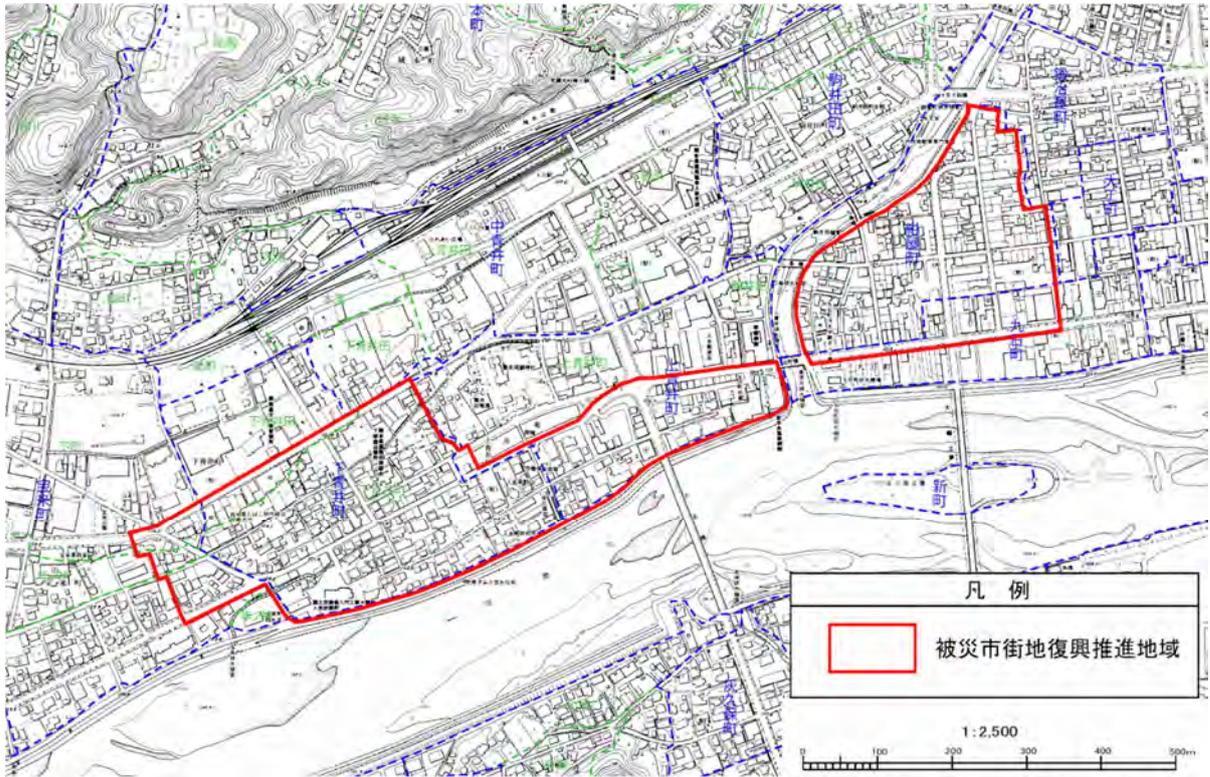
東側：九日町鍛冶屋町線、敷地界

西側：出町橋左岸

■被災市街地復興推進地域

九日町、紺屋町、上青井町、下青井町、宝来町の各一部（約21ha）

令和3年7月21日都市計画決定、建築制限の期間は最長で令和4年7月3日まで



2 検討のプロセス

被災市街地復興推進地域（中心市街地地区、青井地区の一部）においては、地区別懇談会で検討した「復興まちづくり計画」の実現に向けて、面的なまちづくり手法の活用や必要な施設整備等、具体的な事業化の検討を行う必要があります。

検討に当たっては、土地所有者の将来的な利活用の意向を把握しながら、復興まちづくり計画の実現化を図ります。

具体の事業は、段階的な供用（住まい・なりわいの再建）を図りながら、できる限り速やかな事業完了を目指します。

【検討のプロセス】

- 地区別懇談会において、目指す方向性を検討
- 地域住民、事業者、対象地区内の土地所有者の参加による事業計画検討会の開催
- 事業計画検討会および戸別訪問において、事業内容の説明や意向確認を実施
- 土地利用や基盤整備の計画、事業手法・事業区域の方針の決定（令和3年度末目途）



3 被災市街地復興推進地域の復興まちづくり

3-1 中心市街地地区

（1）地区（被災市街地復興推進地域）整備に係る現状・課題

中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備に係る主な課題は、被災市街地復興推進地域指定の大きな目的である『安全で災害に強いまちづくりの推進』に照らし、以下のように設定します。

【中心市街地地区の課題】

< 防災 >

○避難路、避難地の確保

- ・一部地区において避難路となる道路が不足
- ・地区全体において避難地となる公園が不足

○未接道敷地の解消

- ・一部地区において接道要件を満たさず建替えが困難

○住宅地の安全性向上

- ・浸水・地震・火災等に対する安全性が低い

< 賑わい >

○中心市街地の活性化、産業の活性化

- ・空き店舗や未利用地等が増加、中心市街地としての魅力や求心力の低下

【中心市街地地区の水害対策上の課題】

- 流域治水プロジェクトの取組効果が十分に発揮されるまでには一定の期間を要することを踏まえたうえで、早期再建・復興を図る必要性

○災害に強いまちづくりの推進

- ・命を守る避難方法の見直し
- ・防災性の高い建て方の誘導
- ・災害に負けないまちづくり（防災まちづくり）

■道路、公園の整備状況



■生活基盤や地区防災に寄与する幅員4m以上の道路が少ない

- ・骨格的な道路で構成される街区内で、生活基盤（新築や建替え等）や防災面（避難や消防活動等）の基盤が不十分なエリアの解消が望まれる

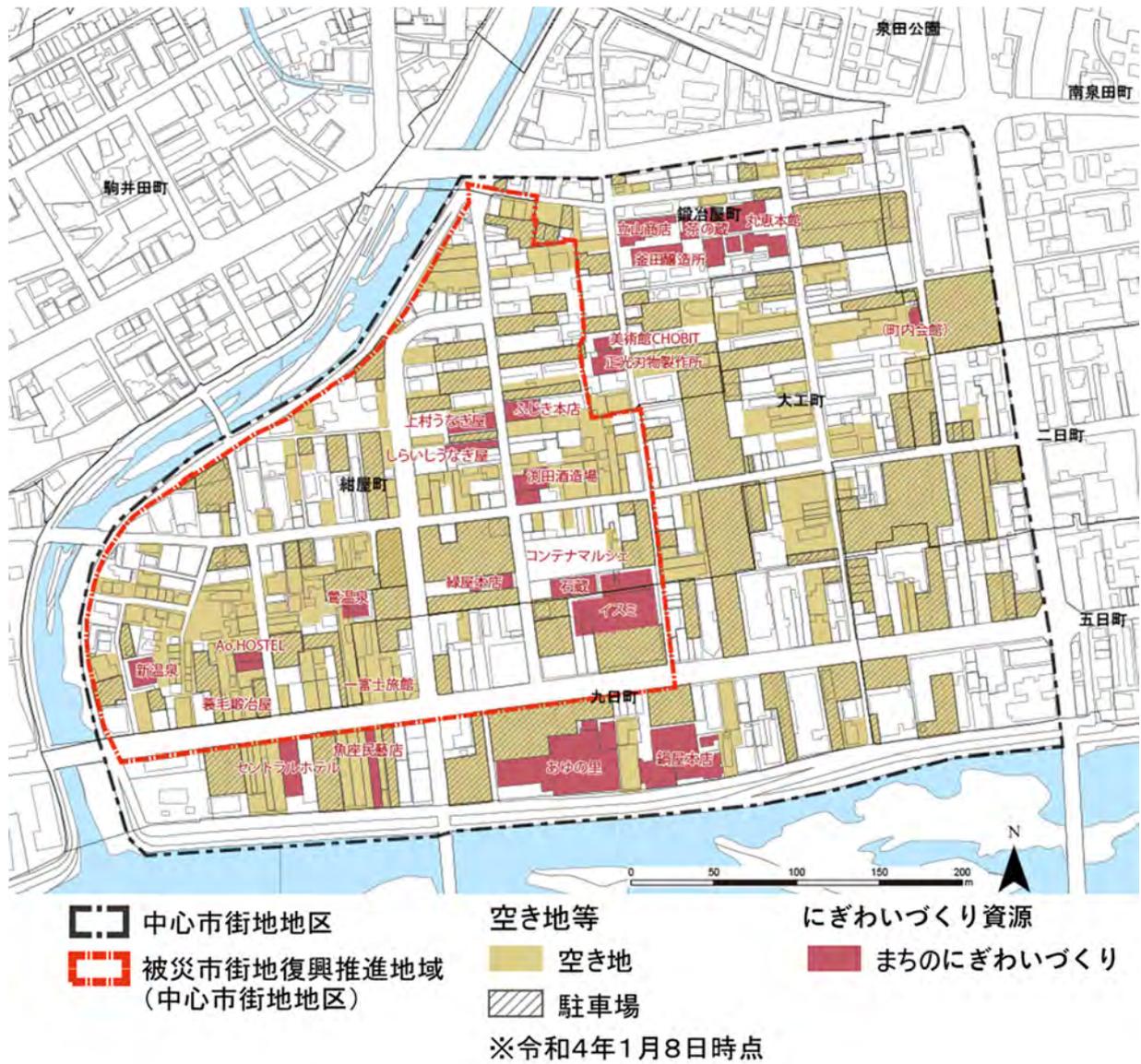
■再建に際して接道上の課題が想定される

- ・未接道敷地や幅員4m未満の狭い道路に接する敷地が存在し、再建にあたっては接道条件等を整える必要がある

■公園が地区内に整備されていない

- ・大規模災害などの緊急時に一時避難地となる防災機能や、まちなかに賑わいや憩いの場などのレクリエーション機能を持つ公園等が整備されていない

■まちのにぎわいづくり資源と空き地の分布



■地区内の5割弱が空地（駐車場合む）となっている

- ・水害前より地区内の空洞化は問題となっていたが、令和2年7月の大規模な水害による公費解体等により、空洞化が加速。被災市街地復興推進地域の5割弱（約47%）※が空地（駐車場合む）となっている

※道路面積を除く

（2）地区の整備方針

① 地区の整備方針

中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針は、地区の課題、復興まちづくり計画における地区の将来像等を踏まえ、以下のように設定します。

【整備方針（整備すべき主な機能）】

◆災害に強いまちづくりに向けて（防災性の向上）

- 指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備
（（都）紺屋町南町線の整備と歩行者空間の充実）
- 骨格道路への主な避難ルート、建替えを可能とする区画道路の整備
- 一時避難場所となる公園等の整備
 - ・水害・地震・火災等に対する一時避難場所・避難ルートとなる公園等を整備
 - ・垂直避難ビルの指定拡大
- 浸水に強い建物の立地誘導
 - ・垂直避難可能な建築物の立地誘導

◆復興まちづくりへの効果拡大に向けて（賑わいの創出）

- 本地区及び隣接地区の主要産業の商業や宿泊業等が活力を取り戻し、地区内外が一体的に活性化していくよう、河川に向かって横断的に公園等を整備
- スピードある復興の実現のため未利用地等を活用し、地区内では商業・宿泊施設等と一体的に、隣接地区では居住の場と公園等を一体的に整備
- 地区の重要な環境・レクリエーション資源でもある球磨川や山田川の環境整備との連携を強化することで都市空間の更なる魅力向上が見込まれる

【まちづくりの3つの方向性】

- (1) 防災、生活、観光機能の創出の軸となる道路・公園等の基盤の整備
- (2) 防災機能、生活利便性、観光機能の強化を実現する歩行者ネットワークの整備
- (3) 中心市街地の活性化をけん引する、官民連携によるまちづくりの推進

■整備方針の考え方

復興まちづくり計画（令和3年10月策定）

人吉の大きな魅力である相良700年の歴史とともに育んできた「**多様な文化**」や、「**美しい球磨川・盆地**」の豊かな自然を活かしつつ、来訪者を含めた賑わい形成や、水害を乗り越え「**安全・安心**」な暮らし方につなげる、『**持続可能な地域づくり**』に取り組みます。

まちなかグランドデザイン

各地区の特性を最大限に活かしつつ、人吉らしさや賑わいを発信する集客拠点「**3つの杜**」の形成と回遊促進を図り、連携して**中心地全体の活性化につながるような復興まちづくり**を推進していきます。



中心市街地地区全体の将来像

清流球磨川と人吉らしい歴史・文化とともに、若い力と賑わいに満ち、お年寄りから子どもまで安心して暮らせるまちなか

中心市街地地区の課題

- 避難路、避難地の確保
- 未接道敷地の解消
- 住宅地の安全性向上
- 中心市街地の活性化、産業の活性化

水害対策上の課題

- 流域治水プロジェクトの取組と早期再建・復興との整合性
- 災害に強いまちづくりの推進

整備方針(整備すべき主な機能)

災害に強いまちづくりに向けて

- 指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備
- 骨格道路への主な避難ルート、建替えを可能とする区画道路の整備
- 一時避難場所となる公園等の整備
- 浸水に強い建物の立地誘導

復興まちづくりへの効果拡大に向けて

- 地区および隣接地区の主要産業（商業・宿泊業等）の活性化に資する回遊空間として、地区を横断する公園等を整備
- スピード感ある復興の実現のため未利用地等の活用、地区内では商業・宿泊施設等と一体的に、隣接地区では居住の場と公園等を一体的に整備
- 球磨川や山田川の環境整備との連携強化による都市空間の更なる魅力向上

実現に向けた方針、事業手法の考え方

- ① 地権者意向の把握と反映
- ② 基盤整備等に有効な整備手法の活用
- ③ スピード感のある暮らし・なりわい再建と復興の実現

■避難と回遊のネットワーク



② 山田川と一体となった被災市街地復興推進地域の整備構想

中心市街地地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針は、地区の西側を流れる山田川の河川整備との連携を図り、山田川と一体となったまちづくりを進めます。

【構想策定の条件の整理】

<まちづくり>

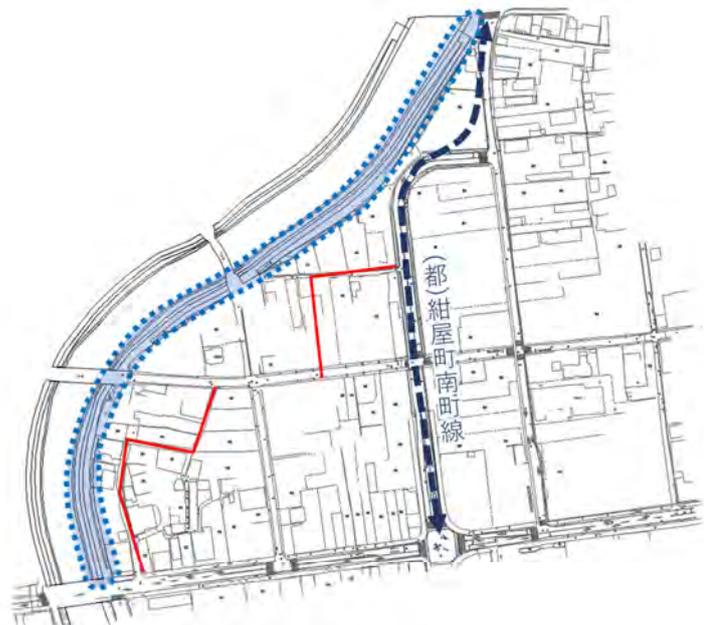
- ・未接道敷地の解消
- ・既存道路と河川管理道路の円滑な接続を検討
- ・都市計画道路である紺屋町南町線の線形見直し
- ・にぎわいに繋がる堤防背後地の利活用検討

<河川>

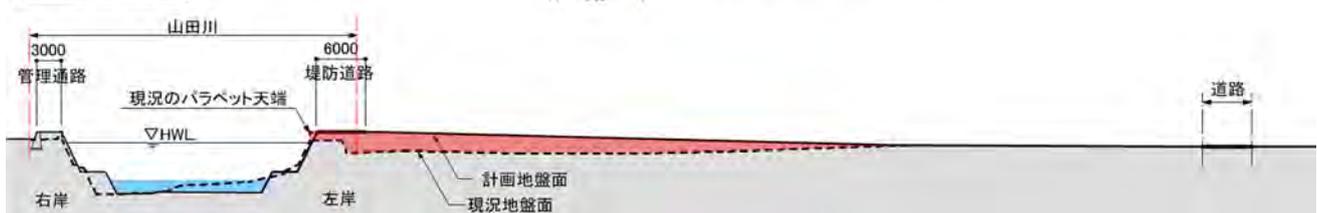
- ・堤防の強化（崩壊しないよう強化、天端幅3m以上の確保）
- ・土砂撤去などの維持管理として活用（人の散策できる高水敷の設置）
- ・街並みや景観に配慮した石積み
- ・土砂堆積を軽減させるため、横断形状を変更する必要がある

【河川管理道路（堤防道路）検討の方向性】

- ・河川管理道路沿いでの、新築及び増改築が可能となるよう、幅員4～6mでの整備
- ・河川管理道路と河川背後宅地とのすり付けの検討
- ・河川管理道路とまちづくりが連携した、にぎわいに繋がる背後地利活用の検討



整備イメージ



■山田川と一体となった被災市街地復興推進地域の整備構想（案）

【新温泉周辺の整備構想（案）】

- ・ 防災性の向上のための狭あい道路整備、未接道敷地の解消、にぎわい拠点施設整備と宅地の再配置、内水の排水対策
- ・ 地区内外との交流を促進し「復興未来の杜」を創出する公園やオープンスペースの整備→歴史的建造物の利活用と連携
- ・ 山田川河川整備との連携（管理堤防道路と連携した道路の整備、にぎわいに繋がる背後地利活用の検討）

【鶯温泉周辺の整備構想（案）】

- ・ 一時避難やにぎわいに繋がる公園やオープンスペース等の整備
- ・ 回遊性を持たせる歩行者の東西方向の通り抜け空間の確保
- ・ 土地の利活用を向上させる土地交換による敷地の整形化
- ・ にぎわい創出に繋がるよう鶯温泉を活用した地区内外との交流を促進する拠点施設の整備



③ 中心市街地地区のまちづくりイメージ（案）



(3) 構想の実現に向けて

各構想の実現に当たっては、水害からの早期の復興を目指し、今後5年（令和8年度）を目途に、生活となりわいの再建や市街地基盤の改善に集中的に取り組めます。

特に、被災市街地復興推進地域の7月の建築制限解除に向けて、道路・公園等の整備方針や整備を実現するための事業手法、適用する区域の決定を目指します。

また、官民連携により、まちづくり構想全体の実現に向けた取組を推進します。

3-2 青井地区

（1）地区（被災市街地復興推進地域）整備に係る現状・課題

青井地区（被災市街地復興推進地域）の整備に係る主な課題は、被災市街地復興推進地域指定の大きな目的である『安全で災害に強いまちづくりの推進』に照らし、以下のように設定します。

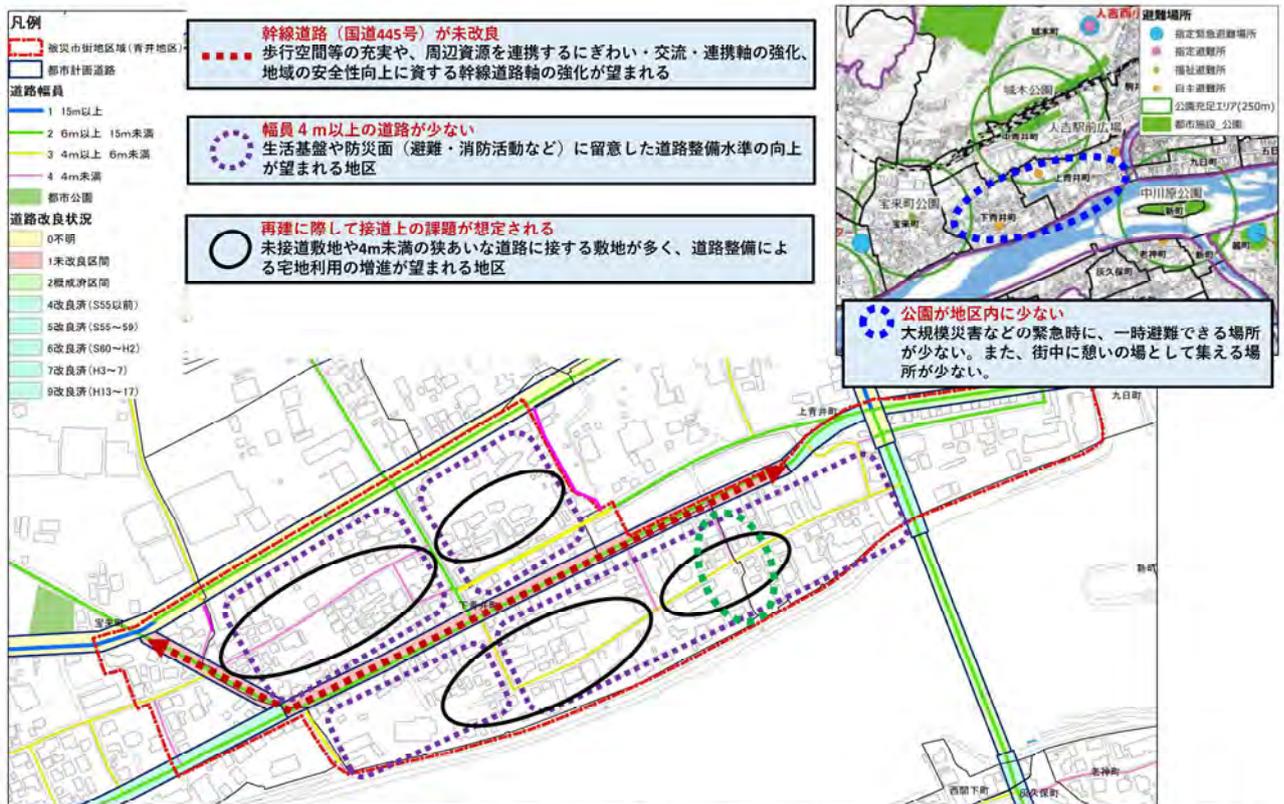
【青井地区の課題】

- 避難路、避難地の確保（避難路となる道路、避難地となる公園が不足）
- 緊急輸送道路の改良：未改良区間の拡幅による機能強化
- 未接道敷地の解消（接道要件を満たさず建替えが困難な敷地が存在）
- 住宅地の安全性向上（浸水・地震・火災等に対する安全性向上）

【青井地区の水害対策上の課題】

- 流域治水プロジェクトの取組み効果が十分に発揮されるまでには一定の期間を要することを踏まえたうえで、早期再建・復興を図る必要性
- 災害に強いまちづくりの推進（命を守る避難方法の見直し、防災性の高い建て方の誘導、災害に負けないまちづくり（防災まちづくり））

■地区の主な課題図



※上記課題図は、道路幅員（区間毎の平均幅員）、都市計画道路の整備状況、接道状況等を踏まえ検討・整理したものです。

（2）地区の整備方針

① 地区の整備方針

青井地区（被災市街地復興推進地域）の整備方針は、地区の課題、復興まちづくり計画における地区の将来像等を踏まえ、以下のように設定します。

【整備方針（整備すべき主な機能）】

◆災害に強いまちづくりに向けて

- 指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備
- 骨格道路への主な避難ルートとなる区画道路の整備
- 一時避難場所となる公園等の整備
- 浸水に強い建物の立地誘導（景観に配慮）

◆復興まちづくりへの効果拡大に向けて

- 3つの杜との連携軸の強化による賑わい・交流としての回遊性の向上
- 良好な市街地の形成による宅地利用の増進
- 賑わい環境の整備による観光拠点としての賑わい形成

■整備方針の考え方

復興まちづくり計画（令和3年10月策定）

人吉の大きな魅力である相良700年の歴史とともに育んできた「多様な文化」や、「美しい球磨川・盆地」の豊かな自然を活かしつつ、来訪者を含めた賑わい形成や、水害を乗り越え「安全・安心」な暮らし方につなげる、『持続可能な地域づくり』に取り組みます。

まちなかグランドデザイン

各地区の特性を最大限に活かしつつ、人吉らしさや賑わいを発信する集客拠点「3つの杜」の形成と回遊促進を図り、連携して中心地全体の活性化につながるような復興まちづくりを推進していきます。



青井地区全体の将来像 **青井阿蘇神社を中心とした歴史文化・賑わいの形成**

青井地区の現状と課題

- 避難路・避難地の確保
- 緊急輸送道路の改良
- 未接道敷地の解消
- 住宅地の安全性向上

水害対策上の課題

- 流域治水プロジェクトの取組みと早期再建・復興との整合性
- 災害に強いまちづくりの推進

整備方針(整備すべき主な機能)

災害に強いまちづくりに向けて

- 指定避難所への避難ルートとなる骨格道路の整備
- 骨格道路への主な避難ルートとなる区画道路の整備
- 一時避難場所となる公園等の整備
- 浸水に強い建物の立地誘導（景観に配慮）

復興まちづくりへの効果拡大

- 3つの杜との連携軸の強化による賑わい・交流としての回遊性の向上
- 良好な市街地の形成による宅地利用の増進
- 賑わい環境の整備による観光拠点としての賑わい形成

実現に向けた方針、事業手法の考え方

- ① 地権者意向の把握と反映
- ② 基盤整備等に有効な整備手法の活用
- ③ スピード感のある暮らし・生業再建と復興の実現

② 道路の整備方針

道路は、防災性の向上、生活基盤の向上、回遊環境の充実等に留意し、必要な幹線道路や区画道路の整備を進めます。

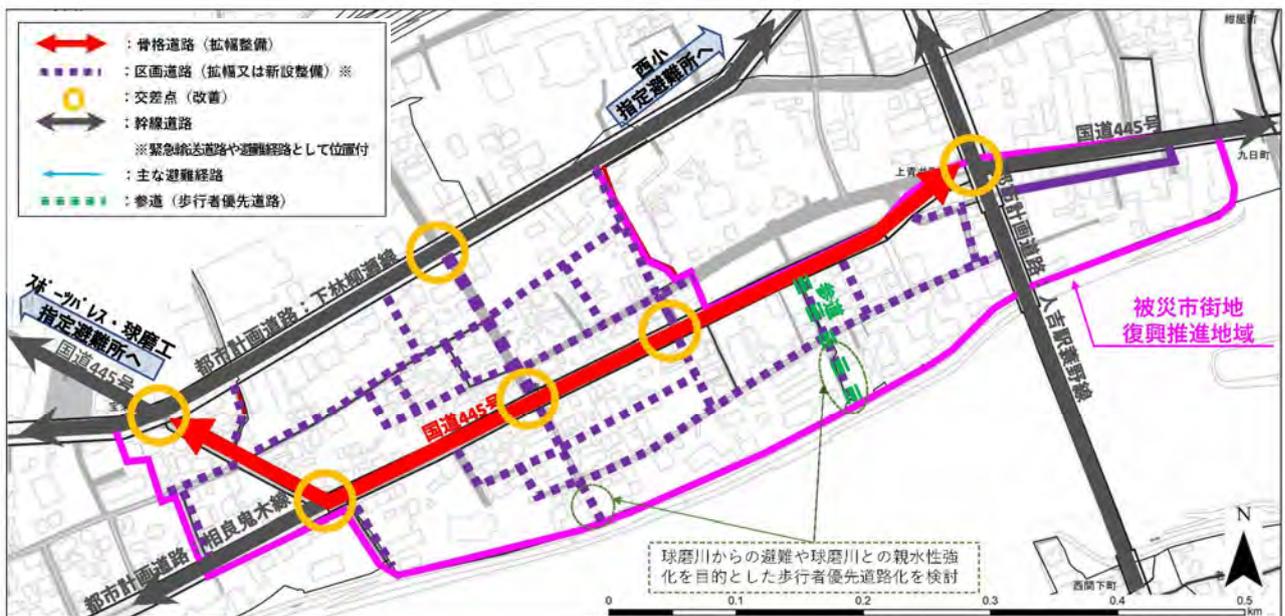
【幹線道路（国道445号）】

- 骨格道路（緊急輸送道路、避難経路）としての拡幅整備
- 幹線道路等との連携による防災や救急活動等の機能性の向上
- 幅員は標準14m（車道は2車線、歩道は両側に設置）

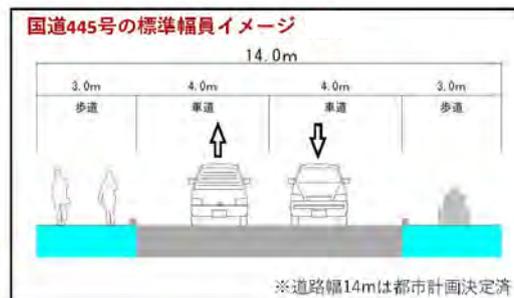
【区画道路】

- 主な避難経路と円滑にアクセスできる避難路の確保
- 未接道敷地への道路配置による建築問題の解消
- 交差点整備による円滑な交通処理
- 回遊環境の充実を図る歩行者優先道路の検討
- 幅員は標準6m（但し復興のスピードや既存建物への影響等に配慮した計画を検討）

■道路の整備方針図



■国道445号の整備イメージ



（※）具体的な区域と整備内容は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を検討・調整していきます。

③ 公園の整備方針

公園は、誘致距離や避難地としての機能等に配慮しながら、住民の憩いやレクリエーション、青井阿蘇神社と連携した賑わい・観光交流の空間として適宜配置を図ります。

【公園全体の方針】

- 地区内の避難場所や既存の公園等の配置状況を踏まえ公園を2か所配置
- 地区内の一時避難場所の強化、住民等の交流・コミュニティの増進に資する公園として整備

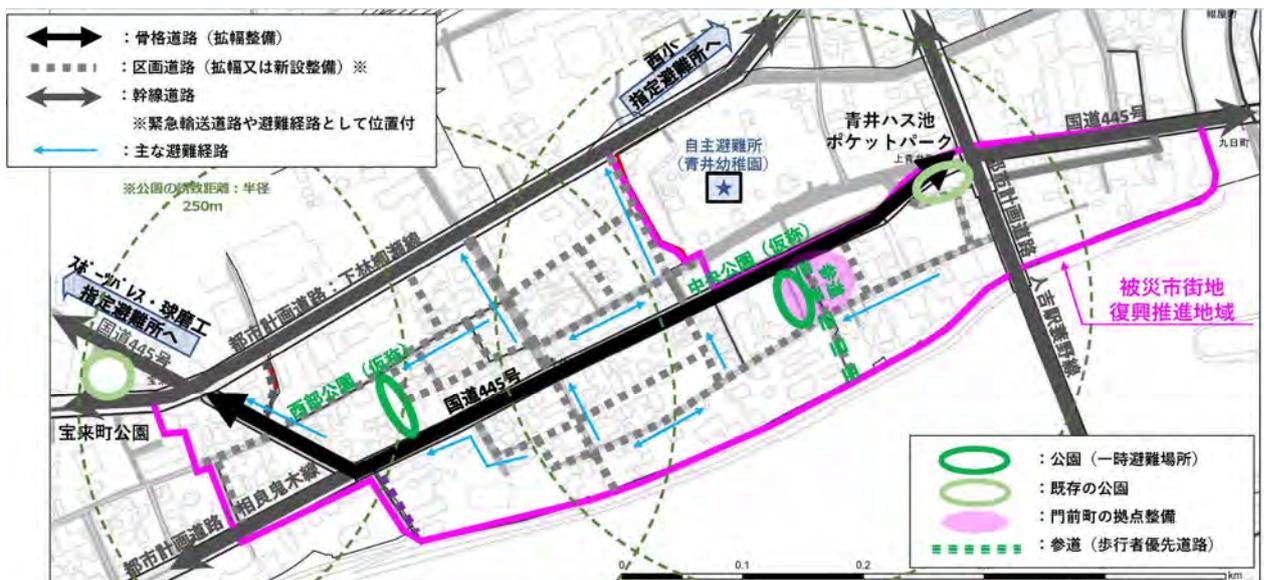
【西部公園（仮称）】

- 周辺住民が利用する街区公園として、子ども遊び場、多世代の憩いとコミュニティの空間として整備

【中央公園（仮称）】

- 観光客への回遊拠点となる公園等として整備
- 青井阿蘇神社と連携した賑わい・観光交流拠点としての機能強化
- 門前町としての賑わい形成軸となるような参道(最大10m)を整備

■公園の整備方針図

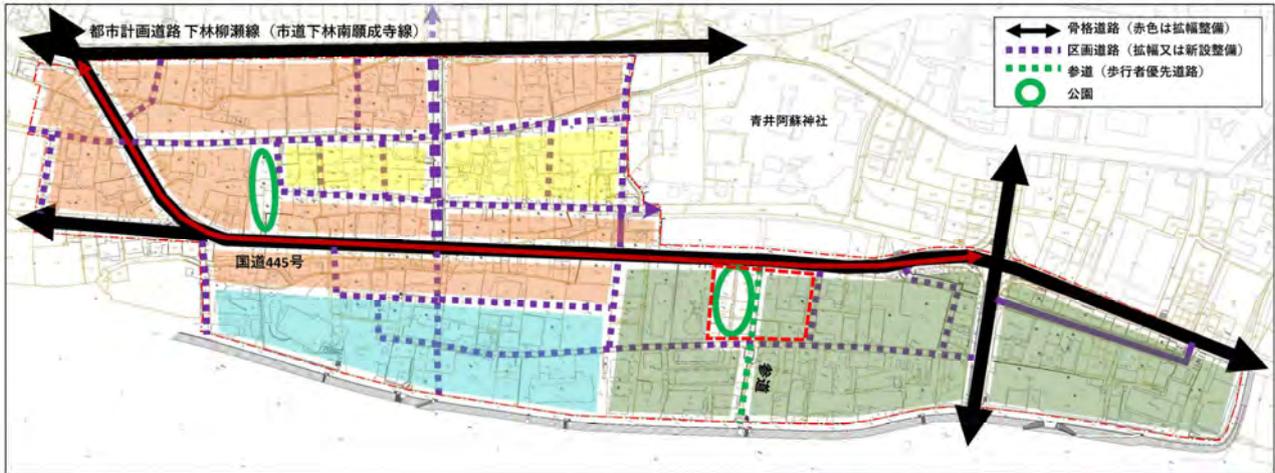


(※) 具体的な区域と整備内容は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を検討・調整していきます。

④ 土地利用の方針

土地利用は、幹線道路沿道の既存の商業・業務等機能の維持、青井阿蘇神社周辺の賑わい形成、既存住宅地の生活再建等に留意しつつ、適切な土地利用の形成を図ります。

■青井地区全体の土地利用のイメージ

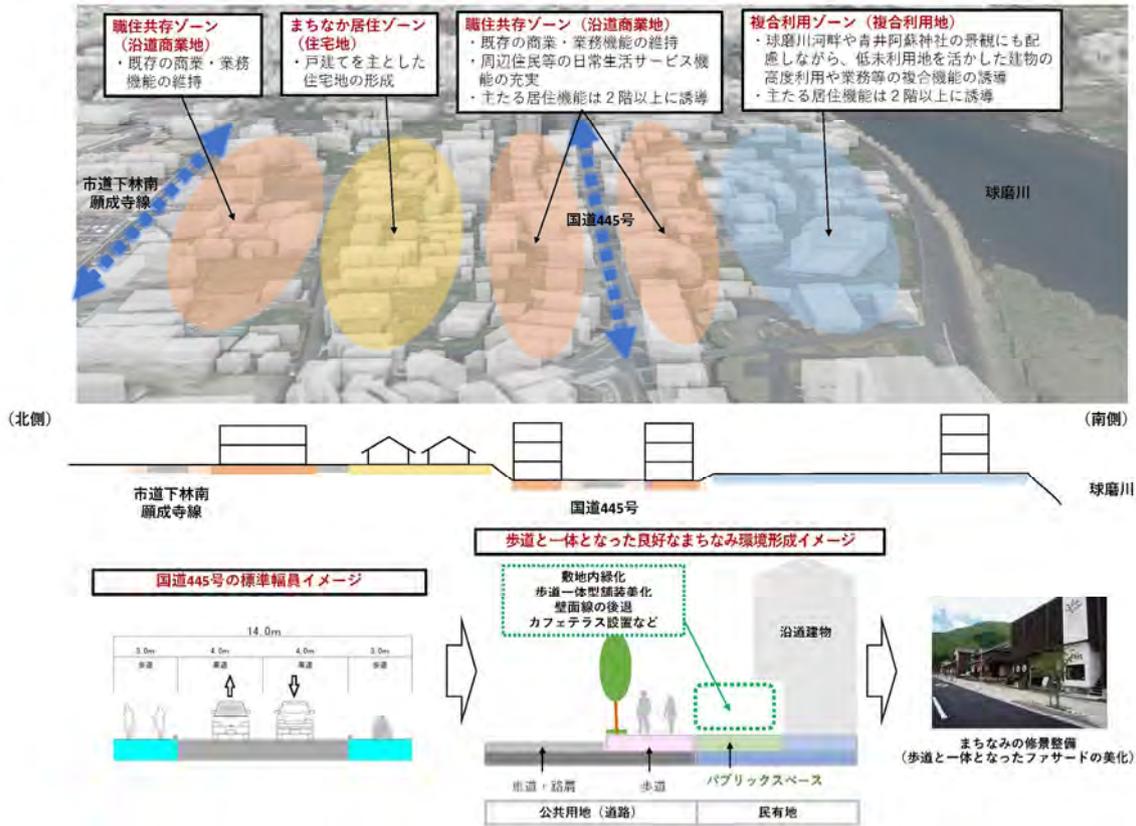


<土地利用の方針>

- 職住共存ゾーン（沿道商業地）**
 ・幹線道路沿道の交通利便性を活かし、既存の商業・業務機能の維持と、周辺住民等の日常生活サービス機能の充実を図ります。
 ・居住機能は、浸水に留意しつつ、低層階は非住居系機能の誘導を図るなど、職住が共存する地区形成を図ります。
- まちなか居住ゾーン（住宅地）**
 ・まちなかの利便性を活かした住宅地として、戸建てを主とした住宅地の形成を図ります。
- 複合利用ゾーン（複合利用地）**
 ・低地での浸水に留意し、低層階は非住居系機能の誘導を図るとともに、球磨川河畔や青井阿蘇神社の景観にも配慮しながら、低未利用地を活かした建物の高度利用や業務等の複合機能の誘導を図ります。
- 商業・観光ゾーン（商業・観光地）**
 ・青井阿蘇神社・駅前・中心市街地との連携性の高い地区であり、青井阿蘇神社周辺の歴史文化・観光資源を活かしつつ、門前町としての賑わい強化に資する商業・観光・交流機能等の集積強化を図ります。
- 門前町観光交流拠点街区**
 ・参道（歩行者優先道路）を中心に、観光・商業・交流拠点施設や公園・広場を一体的に配置し、景観にも配慮しながら、地区の賑わい形成を牽引する地区整備・誘導を図ります。

（※）具体的な区域と整備内容は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を検討・調整していきます。

■青井地区西側市街地の土地利用イメージ



■門前町観光拠点街区の整備イメージ



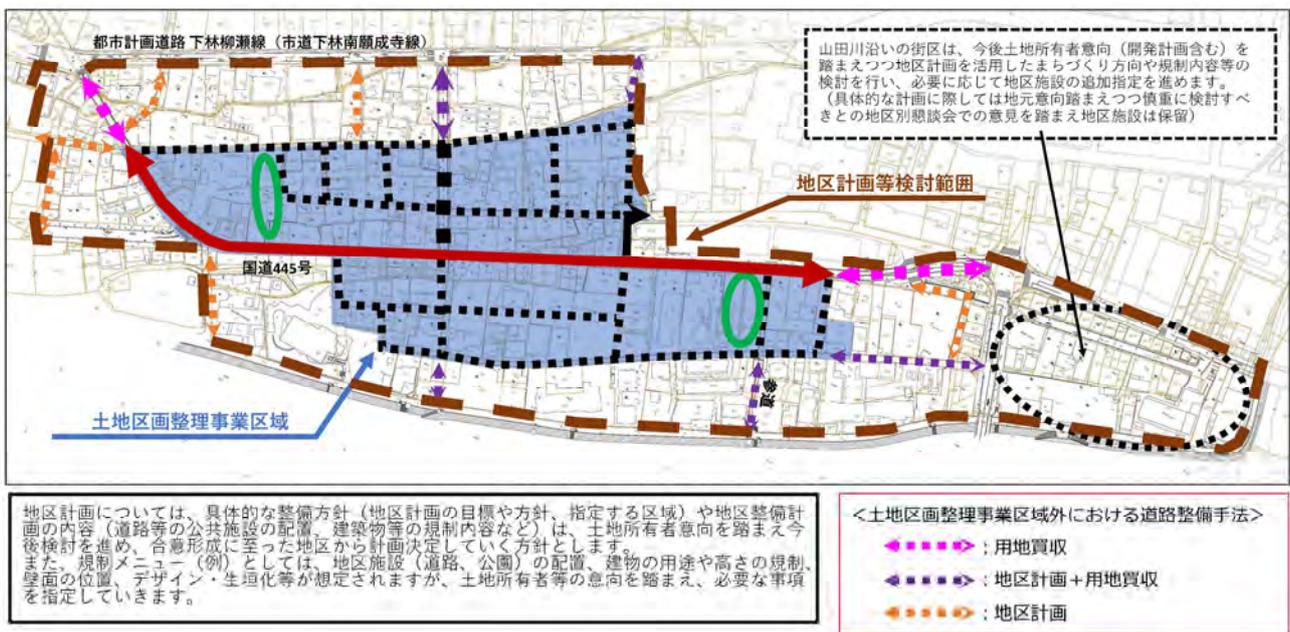
(※) 門前町観光交流拠点街区の整備内容は決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な施設整備方向を具体的に検討・調整していきます。

（3）事業手法

青井地区（被災市街地復興推進地域）のうち国道445号周辺においては、土地区画整理事業により基盤整備等を行っていくことが有効であることから、被災市街地復興土地区画整理事業に関する都市計画（施行区域面積：約5.2ha）を決定しました。

また、地区施設の整備の担保、安全性向上に資する土地利用・建て方のルールづくり等が有効であることから、被災市街地復興推進地域内全域（土地区画整理事業区域外も含む）において地区計画の適用を目指します。

■事業手法の適用方針



（※）土地区画整理事業区域以外の道路整備や地区計画などの具体的な事業手法は、決まったものではなく、土地所有者・事業者等の意向も踏まえつつ、有効な実現手法を検討・調整していきます。

第6章 実現に向けて

1 計画の実現に向けた取組方針

復興まちづくり計画の実現に向けては、復興の当事者である住民や行政、まちづくり支援者といった、復興に関わる様々な主体をつなぐ役割を発揮することが重要です。

そのためには、以下の点に留意した計画の推進が必要です。

- ①復興まちづくり計画に記載した取組を実行に移す「実現性」
- ②内容の進捗や確認を可能とする「検証性」
- ③必要に応じて随時見直しを図りながら実態に即した進め方を行う「柔軟性」

① 復興まちづくり計画に記載した取組を実行に移す「実現性」

被災者の再建意欲や民間事業者の投資意欲、居住、生活、産業の場としての関心など、まちの吸引力を維持するため、計画に示す内容にできるだけ速やかに具体性を持たせ、関係者と共有することが必要です。市民の生活再建や事業再生の意向把握やまちづくりとの合意形成を進めながら、事業期間や費用を踏まえた現実的かつ実効性の高い手法を選択し、実行に移します。

また、復興まちづくりの具体的な道筋を関係主体と共有するため、早期に安全性を高めるための取組や復興をけん引する取組など、緊急性と必要性を踏まえた優先的な取組を検討します。

併せて、各取組目的に応じた施設、地域資源等の活用方法や管理・運営方法、仕組み等の展開方法等についても関係主体とともに検討を進め、取組の実現過程に反映します。

②内容の進捗や確認を可能とする「検証性」

復興まちづくり計画の推進に当たっては、計画の進捗状況、市民意識の変化、推進上の課題等を適切に把握・評価し、施策や事業内容の見直し等に反映していくことが求められます。

市民、事業者、地域団体、国・県等と連携し、情報の共有化を図りながら、有識者等も交え進捗評価を行います。

③必要に応じて随時見直しを図りながら実態に即した進め方を行う「柔軟性」

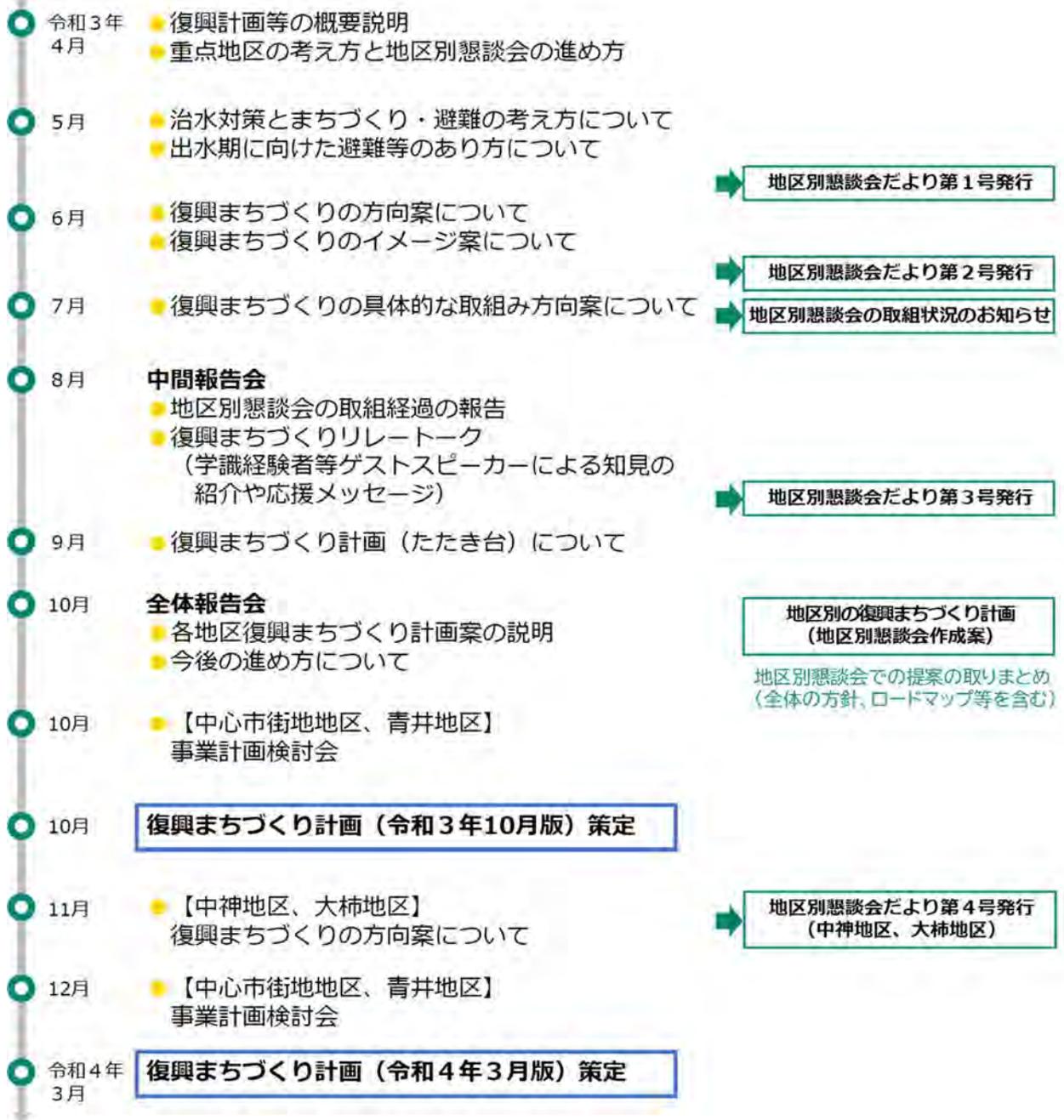
計画内容の具体化や実施を進める中で、進捗評価の内容をもとに、計画の弾力的な見直しを行います。

住民等の意向や社会情勢の変化、事業推進上の課題の反映の他、計画を推進する手法の導入や体制の強化等、仕組みの面でも適宜見直しを図ります。

参考資料

1 復興まちづくり計画検討の経緯

■地区別懇談会等の取組経過





■中間報告会

令和3年8月22日（日）14時より、人吉市役所仮本庁舎（カルチャーパレス）1階会議室において、地区別懇談会の中間報告会を行いました。

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン開催のみに変更。



■全体報告会

令和3年10月16日（土）14時より、スポーツパレス小アリーナにおいて、地区別懇談会の全体報告会を行いました。（参加人数：76人）



2 復興まちづくり計画の検討に合わせた多様な主体との取組

■九日町紺屋町再生会議（※第2回目から参画）

実施日：第1回 令和3年3月17日（水）
第2回 令和3年4月21日（水）
第3回 令和3年5月19日（水）
第4回 令和3年6月22日（火）
第5回 令和3年7月21日（水）
第6回 令和3年9月10日（金）
第7回 令和3年10月5日（火）
第8回 令和3年12月7日（火）
第9回 令和4年2月15日（火）

■老神若手会との意見交換会

実施日：令和3年8月5日（木）、令和3年8月30日（月）【オンライン】、
令和3年9月28日（火）

■温泉町内会とのまち歩き

実施日：令和3年9月15日（水）

■人吉高校とのワークショップ

実施日：令和3年7月28日（水）

3 令和3年8月意向調査結果の概要

■対象者

令和2年7月豪雨災害においてり災判定を受けられた世帯及び今後の復興事業等に関連する地権者の方。

■発送・回答状況（令和3年10月末時点）

発送数	3,739世帯
回答数	2,058世帯
回答率	55.0%

4 計画の改定履歴

■令和3年10月策定

■令和4年3月改定

	改定内容概要
該当箇所	改定内容概要
第2章	・令和3年12月の球磨川水系河川整備基本方針の変更について追記
第3章	・避難路・避難場所について、最新の状況を踏まえて更新
第4章	・中神地区、瓜生田地区、大柿地区、小柿地区について内容を更新
第5章	・中心市街地地区、青井地区について、被災市街地復興推進地域における復興まちづくりの方針を追記